

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和 7 年 1 0 月 1 日以降適用

出来形管理基準

【治山・林道編】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R7.10.1改訂)

—表紙(裏)空欄—

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 2 1 編 治山編						
第 1 章 森林整備工事の適用						
第 5 節 一般施工	21-1-5-1	1	植生工	種子吹付工	第 3 編 3-2-14-2 植生工	1
				張芝工		1
				筋芝工		1
				市松芝工		1
				植生シート工		1
				植生マット工		1
				種子筋工		1
				人工張芝工		1
				植生穴工		1
	21-1-5-1	2	植生工 (面管理の場合)	種子吹付工	第 3 編 3-2-14-2 植生工	1
				張芝工		1
				筋芝工		1
				市松芝工		1
				植生シート工		1
				植生マット工		1
				種子筋工		1
				人工張芝工		1
				植生穴工		1
	21-1-5-1	3	植生工	厚層基材吹付工	第 3 編 3-2-14-2 植生工	2
				客土吹付工		2
	21-1-5-2		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	3
	21-1-5-4		視線誘導標		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	3
	21-1-5-5		木製構造物工			3
	21-1-5-10		鉄線かご工	ふとんかご工		4
				じゃかご工		
	21-1-5-11		管渠工	ヒューム管	第 22 編 22-2-6-7 プレキャストカルバート工	4
				P C 管		
				コルゲートパイプ		
				ダクタイル鋳鉄管		
	21-1-5-12		枠工	鉄筋コンクリート型枠		5
				片法枠工		
				鋼製枠工		
	21-1-5-13		鋼製柵工			5
	21-1-5-14		金網張工			5
	21-1-5-16	1	土留・仮締切・土のう工	H 鋼杭	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	6
				鋼矢板		
	21-1-5-16	2	土留・仮締切・土のう工	アンカー工	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	6
	21-1-5-16	3	土留・仮締切・土のう工	連節ブロック張り工	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	6
	21-1-5-16	4	土留・仮締切・土のう工	締切盛土	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	6
	21-1-5-16	5	土留・仮締切・土のう工	中詰盛土	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	6
第 6 節 土工	21-1-6-2	1	掘削工・切土工			7
	21-1-6-2	2	掘削工・切土工 (面管理の場合)			7
	21-1-6-3	1	盛土工・埋戻し			8
	21-1-6-3	2	盛土工・埋戻し (面管理の場合)			8

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 溪間工						
第3節 工場製作工	21-2-3-3		鋼製ダム製作工	仮組立時	第3編 3-2-12-3 桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	9
	21-2-3-4		鋼製ダム仮設材製作工			9
	21-2-3-5		工場塗装工		第3編 3-2-12-11 工場塗装工	9
第4節 コンクリートダム工	21-2-4-3		コンクリートダム工			10
	21-2-4-4		コンクリート副ダム工			
	21-2-4-5		コンクリート側壁工			10
	21-2-4-6		間詰工			
	21-2-4-7		水叩工			10
	21-2-4-8		流木捕捉工			10
第5節 木製ダム工	21-2-5-4		木製ダム工本体工			11
	21-2-5-5		木製側壁工			11
	21-2-5-6		間詰工・水叩工			11
第6節 鋼製ダム工	21-2-6-4		鋼製ダム本体工	不透過型		12
	21-2-6-4		鋼製ダム本体工	透過型		12
	21-2-6-5		鋼製側壁工			12
	21-2-6-6		側壁工・間詰工		第21編 21-2-4-5,6 コンクリート側壁工・間詰工	13
	21-2-6-7					
	21-2-6-8		水叩工		第21編 21-2-4-7 水叩工	13
	21-2-6-9		現場塗装工		第3編 3-2-3-31 現場塗装工	13
第7節 護岸工	21-2-7-3	1	コンクリート工		第21編 21-2-4-5 コンクリート側壁工	14
	21-2-7-3	2	木製枠工		第21編 21-2-5-5 木製側壁工	14
	21-2-7-3	3	鋼製枠工		第21編 21-2-6-5 鋼製側壁工	14
	21-2-7-3	4	コンクリートブロック工		第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	14
	21-2-7-4	1	根固工		第3編 3-2-3-17 根固めブロック工	15
	21-2-7-4	2	沈床工		第3編 3-2-3-18 沈床工	15
	21-2-7-5		かご工	じゃかご工 ふとんかご工	第21編 21-1-5-10 鉄線かご工	15
第8節 水制工	21-2-8-1	1	水制工		第21編第2章第7節護岸工	16
第9節 流路工	21-2-9-1	1	流路工		第21編第2章第7節護岸工	16
第10節 異形コンクリートブロック工	21-2-10-1		異形ブロック製作			16
	21-2-10-1		異形コンクリートブロック据付		第3編 3-2-3-17 根固めブロック工	16

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 山腹工						
第3節 法面工	21-3-3-2	1	植生工	種子吹付工ほか	第3編 3-2-14-2 植生工	17
	21-3-3-2	2	植生工 (面管理の場合)	種子吹付工ほか	第3編 3-2-14-2 植生工	17
	21-3-3-2	3	植生工	植生基材吹付工ほか	第3編 3-2-14-2 植生工	18
	21-3-3-3		吹付工		第3編 3-2-14-3 吹付工	18
	21-2-3-4	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	19
	21-2-3-4	2	法枠工 (面管理の場合)	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	19
	21-2-3-4	3	法枠工	プレキャスト法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	20
	21-2-3-5		かご工	じゃかご工 ふとんかご工	第21編 21-1-5-10 鉄線か ご工	20
第4節 法切工	21-3-4-2		法切工		第21編 21-1-6-2 掘削工・ 切土工	20
第5節 土留工	21-3-5-3 21-3-5-4		コンクリート土留工 鉄筋コンクリート土 留工			21
第5節 土留工	21-3-5-5		石積土留工 コンクリートブロッ ク積土留工		第3編 3-2-5-3 コンクリー トブロック工	21
	21-3-5-6		丸太積土留工		第21編 21-1-5-5 木製構造 物工	22
	21-3-5-7		コンクリート板土留工			22
	21-3-5-8		鋼製枠土留工		第21編 21-1-5-12 枠工	22
	21-3-5-9		土のう積土留工			22
第7節 暗きょ工	21-3-7-2 21-3-7-3 21-3-7-4		礫暗渠工 鉄線かご暗渠工 二次製品暗渠工		第3編 3-2-3-29 側溝工	23
	21-3-7-5		ボーリング暗渠工		第21編 21-4-4-1 ボーリン グ暗渠工	23
第8節 水路工	21-3-8-2 21-3-8-3 21-3-8-5 21-3-8-6		張芝水路工 練芝及び空張水路工 丸太柵及び編柵水路工 土のう等緑化二次製 品水路工			23
	21-3-8-4		鋼製及びコンクリー ト二次製品水路工			23
	21-3-8-7		集水桝工		第3編 3-2-3-30 集水桝工	24
第9節 柵工	21-3-9-2 21-3-9-3 21-3-9-4 21-3-9-5		編柵工 木柵及び丸太柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂二 次製品柵工			24
第10節 階段切付工	21-3-10-1		階段切付工		第21編 21-1-6-2 掘削工・ 切土工	24
第11節 筋工	21-3-11-2 21-3-11-3 21-3-11-4 21-3-11-5		石筋工 萱筋工 丸太筋工 その他緑化二次製品 を用いた筋工		第21編第9節 柵工	25

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 伏工	21-3-12-2 21-3-12-3 21-3-12-4 21-3-12-5	1	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工			26
	21-3-12-2 21-3-12-3 21-3-12-4 21-3-12-5	2	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工 (面管理の場合)			26
第13節 実播工	21-3-13-2 21-3-13-3 21-3-13-4		筋実播工 斜面実播工 航空実播工		第3編 3-2-14-2 植生工	26
第14節 吹付工	21-3-14-2 21-3-14-3		種子吹付工A 種子吹付工B		第3編 3-2-14-2 植生工	26
第15節 植栽工	21-3-15-2		植栽工	正方形植栽等 並木植え等		27
	21-3-15-3 21-3-15-4		追肥 補植			27
第16節 補強土壁工	21-3-16-1		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編 3-2-15-3 補強土壁工	28
				多数アンカー式補強土工法		
				ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法		
第17節 落石防止工	21-3-17-3 21-3-17-4 21-3-17-6		鋼製落石防止壁工 落石防護柵工 落石防護土留工			28
	21-3-17-5 21-3-17-7		落石防護網工 固定工（ロープ伏工）			28
	第4章 地すべり防止工					
第4節 ボーリング暗渠工	21-4-4-1		ボーリング暗渠工			29
第5節 集水井	21-4-5-3		集水井工			29
第6節 排水トンネル工	21-4-6-3		支保工			29
	21-4-6-5		覆工			30
第7節 排土及び押え盛土	21-4-7-2		排土工		第21編 21-1-6-2 掘削工・切土工	30
	21-4-7-3		押え盛土工		第21編 21-1-6-3 盛土工・埋戻し	30
第8節 杭工	21-4-8-2		鋼管杭 合成杭		第3編 3-2-4-4 製杭工	31
第9節 シャフト工(深礎工)	21-4-9-1		シャフト工	深礎工	第3編 3-2-4-6 深礎工	31
第10節 アンカー工	21-4-10-2		アンカー工		第3編 3-2-14-6 アンカー工	31
第5章 海岸防災林造成						
第4節 地盤改良工	21-5-4-2		表層安定処理工	サンドマット海上	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	32
	21-5-4-3		パイルネット工		第3編 3-2-7-4 地盤改良工	32
	21-5-4-4		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
				ペーパードレーン工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
				袋詰式サンドドレーン	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
	21-5-4-5		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
	21-5-4-6		固結工	粉体噴射攪拌工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
				高圧噴射攪拌工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
				スラリー攪拌工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33
生石灰パイル工				第3編 3-2-7-4 地盤改良工	33	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 護岸基礎工	21-5-5-4		捨石工			34
	21-5-5-5		場所打コンクリート工			34
	21-5-5-6		海岸コンクリートブロック工			34
	21-5-5-7	1	笠コンクリート工		第3編 3-2-4-3 基礎工	35
	21-5-5-7	1	笠コンクリート工	プレキャスト笠コンクリート	第3編 3-2-4-3 法留基礎工	35
	21-5-5-8	1	基礎工		第3編 3-2-4-3 法留基礎工	35
	21-5-5-8	2	基礎工	プレキャスト基礎工	第3編 3-2-4-3 法留基礎工	35
	21-5-5-9		矢板工		第3編 3-2-3-4 矢板工	36
第6節 護岸工	21-5-6-3		捨石張り工			36
	21-5-6-4		石張り・石積み工		第3編 3-2-5-5 石積(張)工	36
	21-5-6-5		海岸コンクリートブロック工	製作	第21編第2章第10節 異形ブロック製作	36
	21-5-6-5		海岸コンクリートブロック工			36
	21-5-6-6		コンクリート被覆工			37
	21-5-6-7		現場打擁壁工			37
第7節 天端被覆工	21-5-7-2		コンクリート被覆工			38
	21-5-7-3		アスファルト被覆工			38
第8節 波返工	21-5-8-3		波返工			38
第9節 裏法被覆工	21-5-9-2		石積(張)工		第3編 3-2-5-5 石積(張)工	38
	21-5-9-3	1	コンクリートブロック工	コンクリート張り コンクリートブロック積み	第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	39
	21-5-9-3	2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り	第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	39
	21-5-9-4		コンクリート被覆工			39
	21-5-9-5		アスファルト被覆工			39
	21-5-9-6		法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工 プレキャスト法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	40
第10節 カルバート工	21-5-10-3		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	第3編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	40
第11節 排水構造物工	21-5-11-3		側溝工	プレキャストU型側溝 自由勾配側溝		41
	21-5-11-4		集水桝工			41
	21-5-11-5		堤脚水路工			41
	21-5-11-6	1	管渠工	プレキャストパイプ プレキャストボックス		41
	21-5-11-6	2	管渠工	コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管		42
	21-5-11-6					
第12節 付属物設置工	21-5-12-4		階段工			42
	21-5-12-5		防止柵工		第3編 3-2-3-7 防止柵工	42

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 付帯道路工	21-5-13-4	1	アスファルト舗装工	下層路盤	第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	43
		2		上層路盤		43
		3		基層		43
		4		表層		43
	21-5-13-5	1	コンクリート舗装工	下層路盤	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	44
		2		粒度調整路盤工		44
		3		セメント安定処理工		44
		4		アスファルト中間層		44
		5		コンクリート舗装版工		45
	21-5-13-6	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	46
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		46
		3		セメント（石灰）安定処理工		46
		4		加熱アスファルト安定処理工		46
		5		基層工		47
	21-5-13-7		側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 管渠		48
	21-5-13-8		集水桝工			48
	21-5-13-9		縁石工		第3編 3-2-3-5 縁石工	48
	21-5-13-10		小型標識工		第3編 3-2-3-6 小型標識工	48
	21-5-13-11		路側防護柵工		第3編 3-2-3-8 路側防護柵工	48
	21-5-13-12		区画線工		第3編 3-2-3-9 区画線工	49
	21-5-13-14		道路付属物工		第3編 3-2-3-10 道路付属物工	49
第14節 突堤基礎工	21-5-14-4		捨石工		第21編 21-5-5-4 捨石工	49
	21-5-14-5		吸出し防止工			49
第15節 突堤本体工	21-5-15-2		捨石工		第21編 21-5-5-4 捨石工	50
	21-5-15-5		海岸コンクリートブロック工			50
	21-5-15-9		石枠工			50
	21-5-15-10		場所打コンクリート工			51
	21-5-15-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		51
		2		ケーソン工据付		51
		3		突堤上部工		52
	21-5-15-12	1	セルラー工	セルラー工製作		52
		2		セルラー工据付		52
		3		突堤上部工		52
第16節 根固め工	21-5-16-2		捨石工（根固め工）			53
	21-5-16-3		根固ブロック工	製作	第21編第2章第10節 異形ブロック製作	53
			根固ブロック工			53
第17節 消波工	21-5-17-2		捨石工（消波工）			54
	21-5-17-3		消波ブロック工	製作	第21編第2章第10節 異形ブロック製作	54
			消波ブロック工			54
第18節 海域堤基礎工	21-5-18-3		捨石工		第21編 21-5-5-4 捨石工	55

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 19 節 海城堤本体工	21-5-19-2		捨石工			55
	21-5-19-3		海岸コンクリートブロック工		第 21 編 21-5-5-6 海岸コンクリートブロック工	55
	21-5-19-4	1	ケーソン工	ケーソン工製作	第 21 編 21-5-15-11 ケーソン工	56
		2		ケーソン工据付		
		3		突堤上部工		
	21-5-19-5	1	セルラー工	セルラー工製作	第 21 編 21-5-15-12 セルラー工	57
		2		セルラー工据付		
		3		突堤上部工		
	21-5-19-6		場所打コンクリート工			57
第 20 節 砂丘造成	21-5-20-1		堆砂工	堆砂垣・丘頂柵工	第 21 編第 3 章第 9 節 柵工	58
	21-5-20-2		盛土工		第 1 編 1-2-3-3 盛土工	58
	21-5-20-3		覆砂工	伏工・砂草植栽	第 21 編第 3 章第 12 節 伏工	58
	21-5-20-4		実播工		第 21 編第 3 章第 13 節 実播工	58
第 21 節 森林造成	21-5-21-1	1	生育基盤盛土工			59
	21-5-21-1	2	生育基盤盛土工 (面管理の場合)			59
	21-5-21-2		防風工			59
	21-5-21-4		静砂工 (静砂垣)			
	21-5-21-3		排水工		第 21 編第 3 章第 8 節 水路工	59
	21-5-21-5	1	植栽工	正方形植栽等	第 21 編第 3 章第 15 節 植栽工	60
		2		並木植え等		60
			追肥 捕植			
第 22 節 防風林の造成	21-5-22-1		防風柵		第 21 編第 3 章第 9 節 柵工	61
	21-5-22-2		水路工		第 21 編第 3 章第 8 節 水路工	61
	21-5-22-2		暗渠工		第 21 編第 3 章第 7 節 暗渠工	61
	21-5-22-3		植栽工		第 21 編第 3 章第 15 節 植栽工	61
第 23 節 異形コンクリートブロック工	21-5-23-1		異形コンクリートブロック工		第 21 編第 2 章第 10 節 異形コンクリートブロック工	61
	21-5-23-2					
第 6 章 なだれ防止林造成						
第 5 節 雪び予防工	21-6-5-1	1	吹きだめ柵 吹き払い柵			62
第 6 節 なだれ予防工	21-6-6-1		階段工		第 21 編 21-1-6-2 掘削工・切土工	62
	21-6-6-2		予防柵 防止柵			62
	21-6-6-3		吊柵 吊枠		第 21 編 3 章第 17 節 落石防止工	63
	21-6-6-5		誘導擁壁		第 21 編第 3 章第 5 節 土留工	63
	21-6-6-6		誘導柵			63
	21-6-6-7		減勢杭			64
	21-6-6-7		減勢枠工		第 21 編 21-1-5-12 枠工 (鉄筋コンクリート方格枠)	64
第 7 節 防護工	21-6-7-1		防護擁壁		第 21 編第 3 章第 5 節 土留工	64
	21-6-7-2		防護柵		第 21 編 21-6-6-2 予防柵・防止柵	65
第 8 節 グライド防止工	21-6-8-1		木製階段工		第 21 編 21-1-6-2 掘削工・切土工 及び 第 21 編 21-3-9-3 木柵及び丸太柵工	65
第 9 節 森林造成	21-6-9-1	1	植栽工	正方形植栽等	第 21 編第 3 章第 15 節 植栽工	65
		2		並木植え等		66
			追肥 捕植			

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 2 2 編 林道編						
第 1 章 森林整備工事の適用						
第 5 節 一般施工	22-1-5-1	1	植生工	種子吹付工	第 3 編 3-2-14-2 植生工	67
				張芝工		
				筋芝工		
				市松芝工		
				植生シート工		
				植生マット工		
				種子筋工		
				人工張芝工		
				植生穴工		
	22-1-5-1	2	植生工 (面管理の場合)	種子吹付工	第 3 編 3-2-14-2 植生工	67
				張芝工		
				筋芝工		
				市松芝工		
				植生シート工		
				植生マット工		
				種子筋工		
				人工張芝工		
				植生穴工		
	22-1-5-1	3	植生工	厚層基材吹付工	第 3 編 3-2-14-2 植生工	68
				客土吹付工		
	22-1-5-2		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	69
	22-1-5-4		視線誘導標		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	69
	22-1-5-5		木製構造物工			69
	22-1-5-10		鉄線かご工	ふとんかご工 じゃかご工		70
	22-1-5-11		管渠工	ヒューム管	第 22 編 22-2-6-7 プレキャストカルバート工	70
				P C 管		
				コルゲートパイプ		
				ダクタイル鋳鉄管		
	22-1-5-12		枠工	鉄筋コンクリート型枠		71
				片法枠工		
				鋼製枠工		
	22-1-5-13		鋼製柵工		第 21 編 21-1-5-13 鋼製柵工	71
	22-1-5-14		金網張工			71
	22-1-5-15	1	土留・仮締切・土のう工	H 鋼杭	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	72
				鋼矢板		
	22-1-5-15	2	土留・仮締切・土のう工	アンカー工	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	3	土留・仮締切・土のう工	連節ブロック張り工	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	4	土留・仮締切・土のう工	締切盛土	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	5	土留・仮締切・土のう工	中詰盛土	第 3 編 3-2-10-5 土留・仮締切工	72

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 土工（一般土工）	22-1-6-2	1	掘削工・切土工			73
	22-1-6-2	2	掘削工・切土工 （面管理の場合）			73
	22-1-6-3	1	盛土工・埋戻し			74
	22-1-6-3	2	盛土工・埋戻し （面管理の場合）			74
〃 （道路土工）	22-1-6-8		掘削工・切土工			75
	22-1-6-9		盛土工	路床・路体：舗装施工		75
	22-1-6-10			砂利施工		
	22-1-6-9		法面整形工（盛土工）			75
	22-1-6-10					
	22-1-6 共通		路線・縦断			76
			路盤工（砂利施工）			76
			コンクリート路面工			76
			コンクリート路面工	路盤工		76

第2章 道路工事

第4節 法面工	22-2-4-2	1	植生工	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 種子筋工 人工張芝工 植生穴工	第3編 3-2-14-2 植生工	77
	22-2-4-2	2	植生工 （面管理の場合）	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 種子筋工 人工張芝工 植生穴工	第3編 3-2-14-2 植生工	77
	22-2-4-2	3	植生工	厚層基材吹付工 客土吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	78
	22-2-4-3		法面吹付工	コンクリート モルタル	第3編 3-2-14-3 吹付工	78
	22-2-4-4	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	79
	22-2-4-4	2	法枠工 （面管理の場合）	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	79
	22-2-4-4	3	法枠工	プレキャスト法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	80
	22-2-4-6		アンカー工		第3編 3-2-14-6 アンカー工	80
	22-2-4-8		アンカー工	プレキャストコンクリート板		

	22-2-4-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第 22 編 22-1-5-10 鉄線籠工	80
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 5 節 擁壁工	22-2-5-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	80
	22-2-5-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	81
	22-2-5-5		場所打擁壁工			81
	22-2-5-6		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	81
	22-2-5-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第 3 編 3-2-15-3 補強土壁工	82
				多数アンカー式補強土工法		
				ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法		
	22-2-5-8		井桁ブロック工		第 3 編 3-2-15-4 井桁ブロック工	82
	22-2-5-9		コンクリートブロック擁壁工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	82
	22-2-5-10		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	83
	22-2-5-11 22-2-5-12 22-2-5-13		かご擁壁工 鋼製擁壁工 簡易鋼製土留擁壁工		第 22 編 22-1-5-12 枠工	83
	22-2-5-14		木製土留・擁壁工		第 22 編 22-1-5-5 木製構造物工	83
	22-2-5-15		土のう積工		第 21 編 21-3-5-9 土のう積土留工	83
	22-2-5-16	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	2	土留・仮締切工	アンカー工	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	4	土留・仮締切工	締切盛土	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	84
第 6 節 カルバート工	22-2-6-6		場所打函渠			85
	22-2-6-7		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		85
				プレキャストパイプ工		
	22-2-6-9	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	2	土留・仮締切工	アンカー工	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	4	土留・仮締切工	締切盛土	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第 22 編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	86
第 7 節 排水施設工	22-2-7-3		側溝工	プレキャストU型側溝		87
				コルゲートフリューム		
				自由勾配側溝		
	22-2-7-4		管渠工			87
	22-2-7-5		集水桮			87
	22-2-7-6		地下排水工			88
	22-2-7-7		現場打（組立）水路工			88
第 8 節 落石雪害防止工	22-2-8-4		落石防止網工			89
	22-2-8-5		落石防護柵工			89

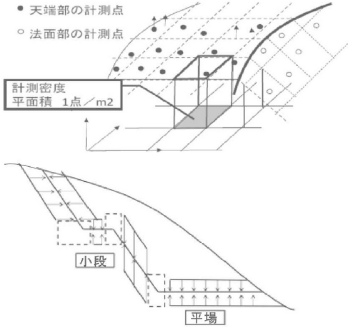
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	22-2-8-6		防雪柵工			89
	22-2-8-7		雪崩予防柵工			89
第3章 舗装						
第3節 舗装工	22-3-3-6	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	90
	22-3-3-6	2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	90
	22-3-3-6	3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	91
	22-3-3-6	4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	91
	22-3-3-6	5	半たわみ性舗装工	基層工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	92
	22-3-3-6	6	半たわみ性舗装工	表層工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	92
	22-3-3-7	1	排水性舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	93
	22-3-3-7	2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	93
	22-3-3-7	3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	93
	22-3-3-7	4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	93
	22-3-3-7	5	排水性舗装工	基層工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	94
	22-3-3-7	6	排水性舗装工	表層工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	94
	22-3-3-8	1	透水性舗装工	路盤工	第3編 3-2-6-10 透水性舗装工	95
	22-3-3-8	2	透水性舗装工	表層工	第3編 3-2-6-10 透水性舗装工	95
第3節 舗装工	22-3-3-9	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	96
	22-3-3-9	2	グースアスファルト舗装工	基層工	第3編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	96
	22-3-3-9	3	グースアスファルト舗装工	表層工	第3編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	96
	22-3-3-10	1	コンクリート舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	3	コンクリート舗装工	セメント（石灰）安定処理工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	98
	22-3-3-10	6	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）下層路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	99
	22-3-3-10	7	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	99
	22-3-3-10	8	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）セメント（石灰）安定処理工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	99
	22-3-3-10	9	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	99

	22-3-3-10	10	コンクリート舗装工	(転圧コンクリート版工) 転圧コンクリート版工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	100
	22-3-3-11	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	3	薄層カラー舗装工	セメント(石灰)安定処理工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	5	薄層カラー舗装工	基層工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	102
	22-3-3-12	1	ブロック舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	3	ブロック舗装工	セメント(石灰)安定処理工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	5	ブロック舗装工	基層工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	104
	22-3-3 共通		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工			105
			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工			105
第4節 路面排水工	22-3-4-3		側溝工	L型街渠工 L〇型街渠工 プレキャストU型側溝工 管(函)渠型側溝工		106
	22-3-4-4		管渠工			
	22-3-4-5		街渠柵・マンホール工	街渠柵工 マンホール工		106
	22-3-4-6		排水性舗装用路肩排水工			106
第5節 防護柵工	22-3-5-3		路側防護柵工		第3編 3-2-3-8 路側防護柵工	107
	22-3-5-4		防止柵工		第3編 3-2-3-7 防止柵工	107
第6節 標識工	22-3-6-3		小型標識工		第3編 3-2-3-6 小型標識工	107
	22-3-6-4	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	2	土留・仮締切工	アンカー工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	4	土留・仮締切工	締切盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	108

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	22-3-6-5		大型標識工	標識基礎工		109
	22-3-6-5		大型標識工	標識柱工		109
第7節 道路付属物施設工	22-3-7-3		区画線工		第3編 3-2-3-9 区画線工	109
	22-3-7-4		縁石工		第3編 3-2-3-5 縁石工	109
	22-3-7-7		道路付属物工		第3編 3-2-3-10 道路付属物工	109
	22-3-7-8		踏掛版工	コンクリート工 ラバーシュー アンカーボルト		110
	22-3-7-9		組立歩道工			110
	22-3-7-9		組立歩道工	支柱基礎工		110
	22-3-7-10		ケーブル配管工			111
	22-3-7-10		ケーブル配管工	ハンドホール		111
	22-3-7-11		照明工	照明柱基礎工		111
第7章 木造橋						
第3節 木造橋	22-7-3 共通		木造橋(上下部構造)			112

—空白—

単位：mm

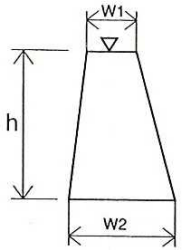
編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
21 治 山 編	1 森 林 整 備 工 事 の 適 用	5 一 般 施 工	1	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (種子筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－200		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ ≧ 5 m	法長の－4％					
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－100					
							ℓ ≧ 5 m	法長の－2％					
						延 長 L		－200					
21 治 山 編	1 森 林 整 備 工 事 の 適 用	5 一 般 施 工	1	2	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は4点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を3次元CADソフトにより測定する場合は100点／㎡と（平面投影面積当たり）する。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 6．面積及び延長の計測は、3次元CADソフトにより実施する。 7．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。		第3編3－2－14－2 植生工に準ずる。	
						切土法面 (小段を含む)	水平又は 標高較差	±100	±160				
						盛土法面 4割く勾配	標高較差	－50	－170				
						盛土法面 4割く勾配 (小段を含む)	標高較差	－60	－170				
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割とあらわしたもの							
						延長L		－200					
						面積A (法面に代えて計測)		－2％					
						※法面の計測を面積Aの計測に代えることができる							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	1 森 林 整 備 工 事 の 適 用	5 一 般 施 工	1	3	植生工 (厚層基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%
						厚 さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合 の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
施工面積 200㎡につき1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	2		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	4		視線誘導標	高 さ h	±30
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	5		木製構造物工	延 長 L	-100
						幅 (厚さ) w1, w2	-50
						の り 勾 配	±0.5 分
						高 さ h	-100

単位：mm		
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

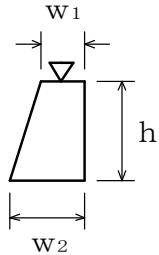
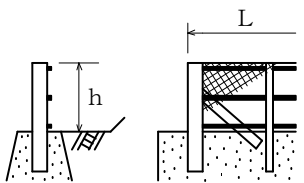
出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	1	鉄線かご工 (ふとんかご工)	基 準 高 ▽		±50
						高 さ h		-50
						延 長 L ₁ , L ₂		-200
						幅 (厚さ) w		-50
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	2	鉄線かご工 (じゃかご工)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50
							ℓ ≥ 3 m	-100
						厚 さ t		-50
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	11		管渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル铸铁管)	基 準 高 ▽		±30
						※幅 w		-50
						※高 さ h		-30
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位mm
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、場所打のある場合。		第 22 編 22— 2—6—7 プ レキャストカ ルバート工に 準ずる。
1 施工箇所ごと		

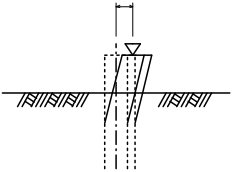
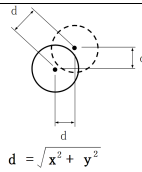
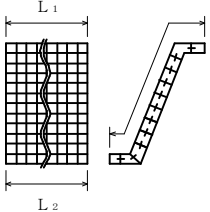
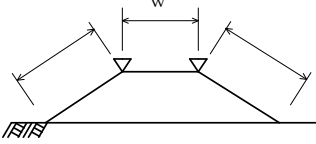
出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	12		杵工 (鉄筋コンクリート方杵) (片法杵工) (鋼製杵工)	基 準 高 ∇	±50
						幅 w	－30
						高 さ h	－50
						延 長 L	－200
						の り 勾 配	±0.2 分
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	13		鋼製柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	14		金網張工	幅 w	－200
						延 長 L	－200

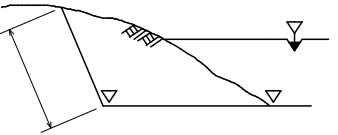
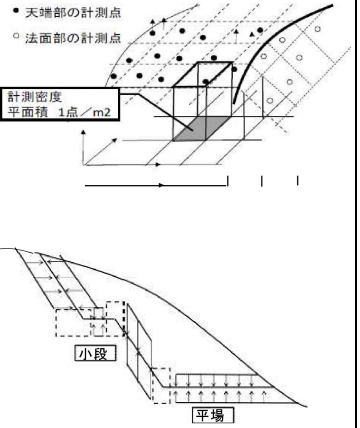
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		
1 施工箇所ごと		

出来形管理基準（治山編）

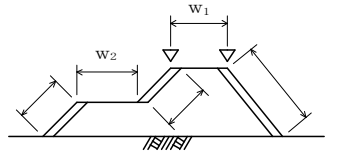
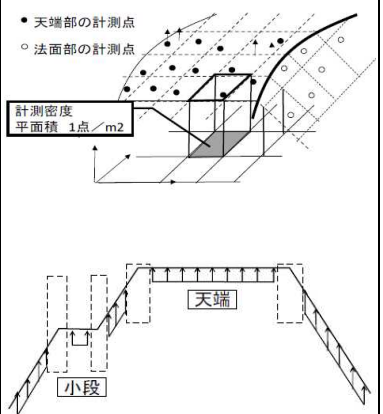
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	1	土留・仮締切・土のう工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	2	土留・仮締切・土のう工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	3	土留・仮締切・土のう工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100
						延長 L_1 L_2	－200
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	4	土留・仮締切・土のう工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50
						天 端 幅 w	－100
						法 長 ℓ	－100
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	5	土留・仮締切・土のう工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位要mm
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと		第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。

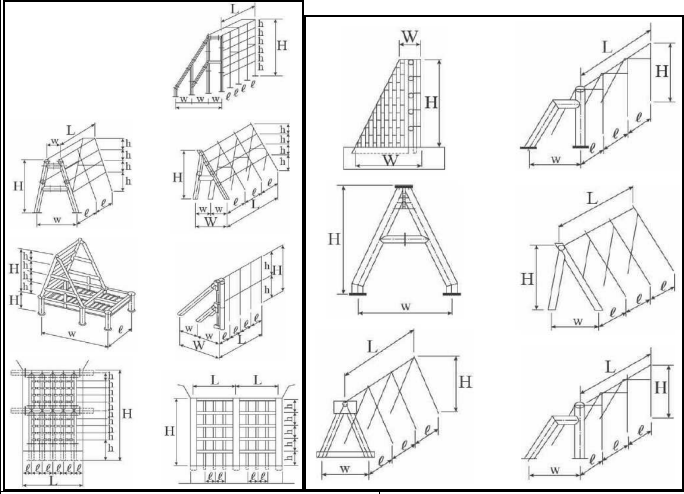
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	1	掘削工、切土工	基準高▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4 %	
						延長		-200	
						のり勾配		±5 厘	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	2	掘削工、切り土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±100	±150
						法面 (小段含む)	水平又は 標高較差	±100	±160
						法面 (軟岩 I B ～硬岩) (小段含む)	水平又は 標高較差	±100	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。		
1. 3 次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に ±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に ±5 cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

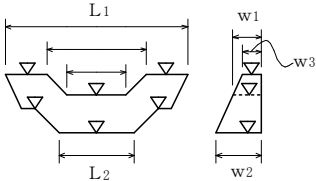
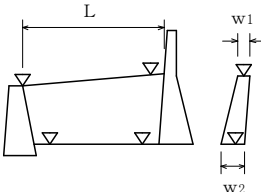
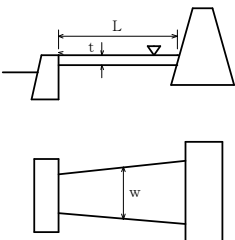
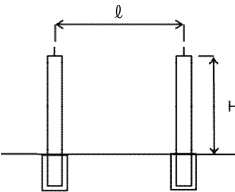
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	1	盛土工、埋戻し	基 準 高 ▽		－50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	－100	
							ℓ ≥ 5 m	法長－2 %	
						幅 w ₁ , w ₂		－100	
						延 長		-200	
						の り 勾 配		± 5 厘	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	2	盛土工、埋戻し (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	－50	－150
						法面 4割<勾配	標高較差	－50	－170
						法面 4割<勾配 (小段含む)	標高較差	－60	－170
						※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	2 溪間工	3 工場製作工	3		鋼製ダム製作工 (仮組立時)	部 材 の 水 平 度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本 体 の 傾 き	±H/500
21 治山編	2 溪間工	3 工場製作工	4		鋼製ダム仮設材製作工	部 材	±3 …… $\ell \leq 10$ ±4 …… $\ell > 10$
21 治山編	2 溪間工	3 工場製作工	5		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

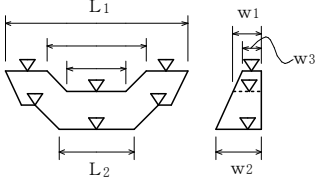
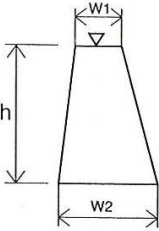
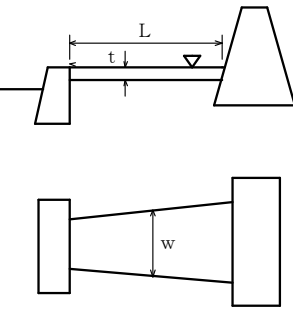
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。 		第3編3-2-12-3桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））に準ずる。
図面の寸法表示箇所にて測定。		
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200 m ² に満たない場合は10 m ² ごとに1点とする。		第3編3-2-12-11 工場塗装工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	3 4		コンクリートダム本体工 コンクリート副ダム工	基 準 高 ∇	± 30
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30
						水通しの幅 $\ell_1 \ell_2$	± 50
						堤 長 L_1, L_2	-50
						の り 勾 配	± 0.2 分
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	5 6		コンクリート側壁工 間詰工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-30
						長 さ L	-50
						の り 勾 配	± 0.2 分
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	7		水叩工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						厚 さ t	-30
						延 長 L	-50
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	8		流木捕捉工	間 隔 ℓ	± 10
						高 さ H	± 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
全数を測定。		

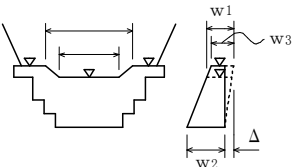
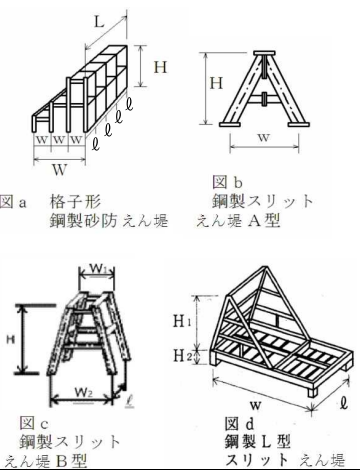
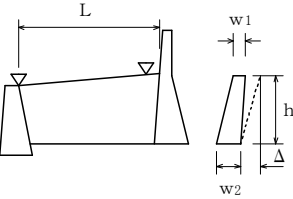
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	2 溪間工	5 木製ダム工	4		木製ダム工本体工	基 準 高 ▽	－30
						堤 長 L	－50
						幅 w ₁ , w ₃	－50
						の り 勾 配	±0.5 分
21 治山編	2 溪間工	5 木製ダム工	5		木製側壁工	基 準 高 ▽	－100
						幅 w ₁ , w ₂	－50
						延 長 L	－50
						の り 勾 配	±0.2 分
21 治山編	2 溪間工	5 木製ダム工	6 7		間詰工 水叩工	基 準 高 ▽	－30
						幅 w ₁ , w ₂	－50
						延 長 L	－50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		

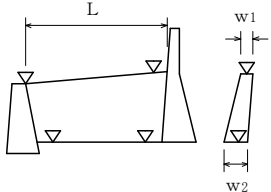
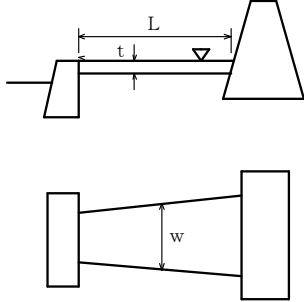
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本体工 (不透過型)	水 通 し 部	基 準 高 ▽	±50
							長 さ ℓ	－50
							幅 w ₁ , w ₃	－50
							の り 勾 配	±0.2 分
						袖 部	袖 高 ▽	±50
							幅 w ₂	±50
							の り 勾 配	±0.2 分
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本体工 (透過型)	堤長 L (m) 格		±50
						堤長 ℓ (m) 格・B・L		±10
						堤幅 W (m) 格		±30
						堤幅 w (m) 格・B・L		±10
						堤幅 w (m) A		±10
						高さ H (m) 格・B・L		±10
						高さ H (m) A		±10
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	5		鋼製側壁工	堤 高 ▽		±50
						長 さ L		±100
						幅 w ₁ , w ₂		±50
						の り 勾 配		±0.2 分
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
測定項目の格, A, Bはそれぞれ 格: 格子形鋼製砂防えん堤 A: 鋼製スリットえん堤 A型 B: 鋼製スリットえん堤 B型 L: 鋼製L型スリットを表している。		
1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	6 7		側壁工 間詰工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w_1, w_2	－30
						長 L	－50
						の り 勾 配	±0.2 分
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	8		水叩工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	－30
						厚 t	－30
						延 L	－50
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	9		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。		第 21 編 21－2－4－5, 6 コンクリート側壁工・間詰工に準ずる。
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		第 21 編 21－2－4－7 水叩工に準ずる。
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 m ² に満たない場合は 10 m ² ごとに 1 点とする。		第 3 編 3－2－3－31 現場塗装工に準ずる。

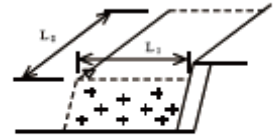
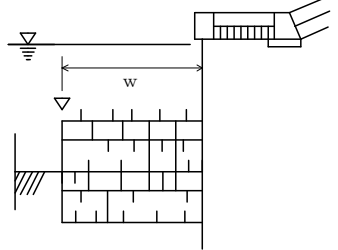
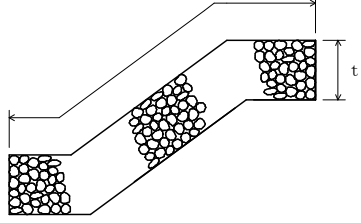
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	3	1	コンクリート工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w_1, w_2		－30
						長 さ L		－100
						の り 勾 配		±0.2 分
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	3	2	木製枠工	基 準 高 ▽		±50
						幅 w_1, w_2		－50
						延 長 L		－100
						の り 勾 配		±0.2 分
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	3	3	鋼製枠工	堤 高 ▽		±50
						長 さ L		±100
						幅 w_1, w_2		±50
						の り 勾 配		±0.2 分
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$	－50
							$h \geq 3 \text{ m}$	－100
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	3	4	コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	－50
							$\ell \geq 3\text{m}$	－100
						厚さ（ブロック積張） t_1		－50
						厚さ（裏込） t_2		－50
						延 長 L		－200

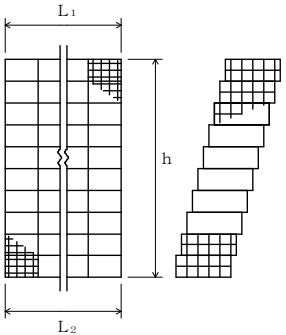
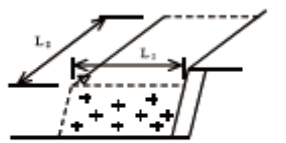
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。		第 21 編 21－2－4－5 コンクリート側壁工に準ずる。
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長		第 21 編 21－2－5－5 木製側壁工に準ずる。
1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		第 21 編 21－2－6－5 鋼製側壁工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第 3 編 3－2－5－3 コンクリートブロック工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	4	1	根固工	層積	基準高▽	±100
							厚さ	－20
							幅 w1, w2	－20
							延長 L1, L2	－200
						乱積	基準高▽	±t/2
							延長 L1, L2	－t/2
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	4	2	沈床工	基 準 高 ▽		±150
						幅 w		±300
						延 長 L		－200
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	5	1	かご工 (じゃかご工)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚 さ t		－50

単位：mm

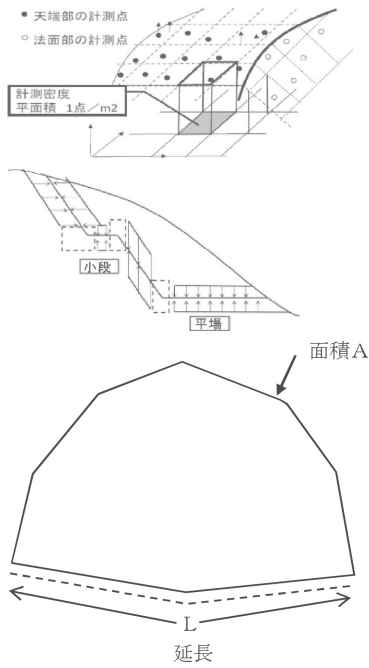
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所ごと	 tは根固めブロックの高さ	第3編3－2－3－17 根固めブロック工に準ずる。
1 組ごと		第3編3－2－3－18 沈床工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第21編21－1－5－10 鉄線かご工（じゃかご工）に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山 編	2 溪間 工	7 護岸 工	5		かご工 (ふとんかご工)	基 準 高 ▽		±50	
						高 さ h		-50	
						延 長 L ₁ , L ₂		-200	
						幅 (厚さ) w		-50	
21 治山 編	2 溪間 工	8 水制 工	1		水制工				
21 治山 編	2 溪間 工	9 流路 工	1		流路工				
21 治山 編	2 溪間 工	10 異形 コン クリ ート ブロ ック 工	1		異形ブロック製作	幅		+20 -10	
						高さ		+20 -10	
						長さ		+20 -10	
					異形コンクリートブロ ック据付	層 積	基準高▽		±300
							厚さ		-20
							幅 w1, w2		-20
							延長 L1, L2		-200
						乱 積	基準高▽		±t/2
延長 L1, L2		-t/2							

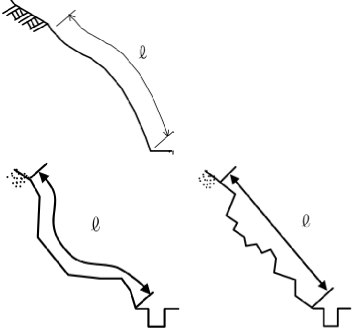
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-1-5-10 鉄線かご工 (ふとんかご工) に準ずる。
第 21 編第 2 章第 7 節護岸工に準ずる。		
第 21 編第 2 章第 7 節護岸工に準ずる。		
製作個数の 5 %		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所ごと		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと	t は根固めブロックの高さ	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5 m		－200	
							ℓ ≧ 5 m		法長の－ 4 %	
						盛土法長 ℓ	ℓ < 5 m		－100	
							ℓ ≧ 5 m		法長の－ 2 %	
						延 長 L				
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	2	2	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	
						切土法面 (小段を含む)	水平又は 標高較差	±100	±160	
						盛土法面 4割<勾配	標高較差	－50	－170	
						盛土法面 4割<勾配 (小段を含む)	標高較差	－60	－170	
						※ただし、こ での勾配は、鉛 直方向の長さ1 に対する水平方 向の長さXをX 割とあらわした もの				
						延長L		－200		
						面積A (法面に代えて計測)		－ 2 %		
						※法面の計測を面積Aの計測に代えることができる				

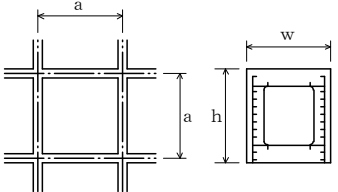
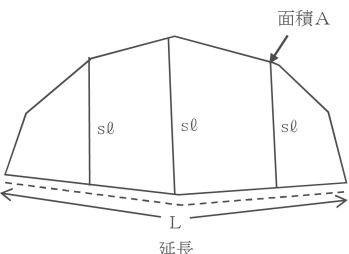
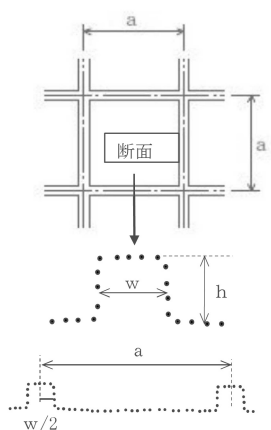
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上、盛土法面の計測密度は4点/㎡(平面投影面積当たり)以上とするか、面積及び延長を3次元CADソフトにより測定する場合は100点/㎡(平面投影面積当たり)とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 6. 面積及び延長の計測は、3次元CADソフトにより実施する。 7. 施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	2	3	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%
						厚 さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L		-200
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	3		吹付工	法 長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚 さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上	
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 施工面積 200 m²につき1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200 m²につき1ヶ所以上、200 m²以下は2ヶ所をせん孔により測定。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-3吹付工に準ずる。

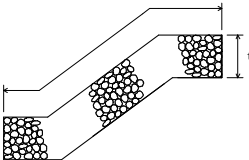
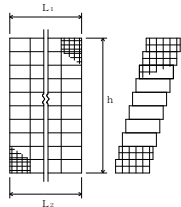
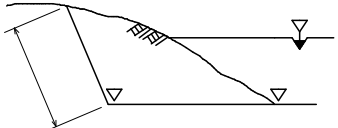
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	－100
							$\ell \geq 10\text{m}$	－200
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						吹付枠中心間隔 a		±100
						延 長 L		－200
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	4	2	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工) (面管理の場合)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	－100
							$\ell \geq 10\text{m}$	－200
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						吹付枠中心間隔 a		±100
						延 長 L		－200
						面積A (法長に代えて計測)		
						※法長の計測を面積Aの計測に代えることができる		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 枠延長 100m につき 1 ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-4 法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
施工延長 40m につき 1 ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 枠延長 100m につき 1 ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと 1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測密度は、法長、延長、面積を計測する場合には $100\text{点}/\text{m}^2$ (平面投影面積当たり) 以上とし、枠の幅、高さ、枠中心間隔を計測する場合は $400\text{点}/\text{m}^2$ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 枠の幅は縦面間の距離を計測し、高さは上面と地面間の距離を計測する。 5. プレキャスト法枠工は、法長及び延長のみの計測とする。 6. 測定項目の計測は、3次元CADソフトにより実施する。 7. 施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	 	第3編3-2-14-4 法枠工に準ずる。

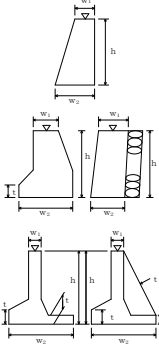
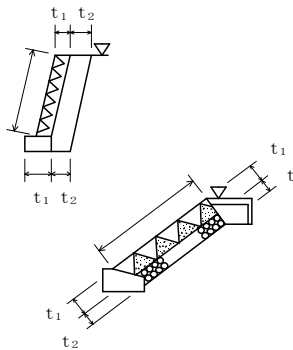
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	4	3	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長 L		-200
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	5	1	かご工 （じゃかご工）	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t		-50
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	5	2	かご工 （ふとんかご工）	基 準 高 ∇		± 50
						高 さ h		-50
						延 長 L_1, L_2		-200
						幅（厚さ） w		-50
21 治山編	3 山腹工	4 法切工	2		法切工	基 準 高 ∇		± 50
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-4%
						延 長		-200
						の り 勾 配		$\pm 5\text{厘}$

単位：mm

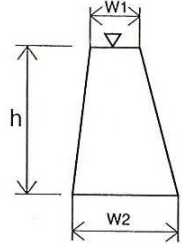
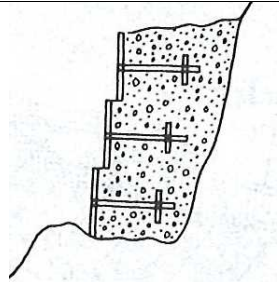
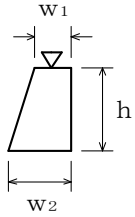
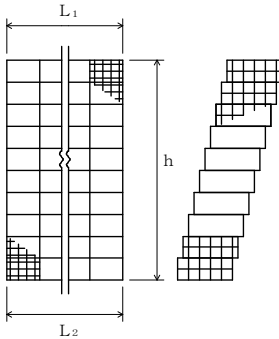
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		第 3 編 3-2-14-4 法枠工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-1-5-10 鉄線籠工（じゃかご工）に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-1-5-10 鉄線籠工（ふとんかご工）に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。		第 21 編 21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治 山 編	3 山 腹 工	5 土 留 工	3 4		コンクリート土留工 鉄筋コンクリート土留工	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t		－20
						裏 込 厚 さ		－50
						幅 w ₁ , w ₂		－30
						高さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－50
						の り 勾 配		±0.2 分
21 治 山 編	3 山 腹 工	5 土 留 工	5		石積土留工 コンクリートブロック 積土留工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 3m	－50
							ℓ ≥ 3m	－100
						厚さ（ブロック積張） t ₁		－50
						厚さ（裏込） t ₂		－50
						延 長 L		－200

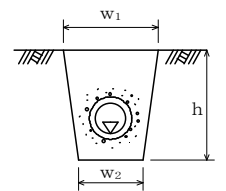
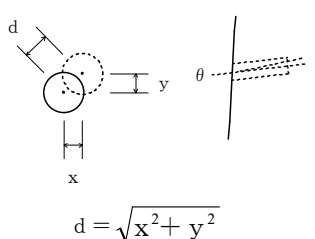
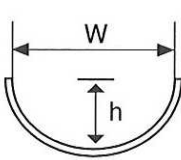
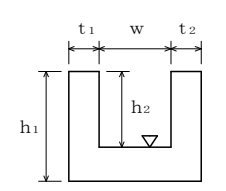
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3－2－5－3コンクリートブロック工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	6		丸太積土留工	延 長 L	-100
						幅（厚さ） w1, w2	-50
						の り 勾 配	±0.5 分
						高 さ h	-100
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	7		コンクリート板土留工	基 準 高 ▽	±50
						高 さ h	-50
						延 長 L	-100
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	8		鋼製枠土留工	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	-30
						高 さ h	-50
						延 長 L	-200
						の り 勾 配	±0.2 分
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	9		土のう積土留工	高 さ h	-100
						延 長 L ₁ , L ₂	-200
						幅（厚さ） w	-50
						の り 勾 配	±0.5 分

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-1-5-5 木製構造物工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-1-5-12 枠工に準ずる。
		

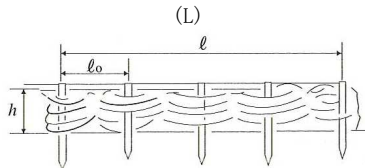
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	7 暗 渠 工	2 3 4		礫暗渠工 鉄線かご暗渠工 二次製品暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
21 治 山 編	3 山 腹 工	7 暗 渠 工	5		ボーリング暗渠工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
21 治 山 編	3 山 腹 工	8 水 路 工	2 3 5 6		張芝水路工 練張及び空張水路工 丸太柵及び編柵水路工 土のう等緑化二次製品水路工	幅 w	-100
						高 さ h	-50
						延 長 L	-200
21 治 山 編	3 山 腹 工	8 水 路 工	4		鋼製及びコンクリート 二次製品水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		第3編3-2-3-29 側溝工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第21編21-4-4-1 ボーリング暗渠工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		

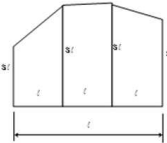
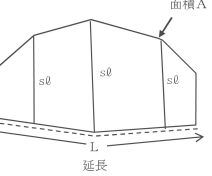
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	8 水 路 工	7		集水桝工	基 準 高 ▽		±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$		－20
						※幅 w_1, w_2		－30
						※高さ h_1, h_2		－30
21 治 山 編	3 山 腹 工	9 柵 工	2 3 4 5		編柵工 木柵及び丸太柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂二次 製品柵工	延 長 L	< 1 0 m	－200
							$\geq$ 1 0 m	－2%
						柵 高 h		－30
						杭 の 使 用 本 数		L/L ₀ +1 以上
						杭 間 隔 L ₀		+200
						杭の末口径 D		－10%
21 治 山 編	3 山 腹 工	10 階 段 切 付 工	1		階段切付工	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－200
							ℓ ≥ 5 m	法長－ 4 %
						延 長		－200
						の り 勾 配		± 5 厘

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所ごと ※は現場打部分のある場合 3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3-2-3-30 集水桝工に準ずる。
延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。		第21編21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21	3	11	2	3	石筋工	高 さ h		-50
						延 長 L		-100
						幅 w		-50
						の り 勾 配		±0.5 分
					萱筋工	高 さ h		-50
						延 長 L		-100
						幅 w		-50
					丸太筋工	延長 L	< 1 0 m	-200
							≧ 1 0 m	-2%
						柵 高 h		-30
						杭 の 使 用 本 数		L/L ₀ +1 以上
						杭 間 隔 L ₀		+200
						杭の末口径 D		-10%
					その他緑化二次製品を用いた筋工	高 さ h		-50
						延 長 L		-100
						幅 w		-50
						の り 勾 配		±0.5 分

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長は全箇所 施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
延長は全箇所 施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の 10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする		第 21 編第 9 節柵工に準ずる。
延長は全箇所 施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 (製品寸法は、規格証明書等による)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	12 伏 工	2 3 4 5	1	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工	法 長 ℓ	S L < 5 m	-200
							S L ≥ 5 m	-4%
						延 長 L		-200
						植 被 率		70%以上
21 治 山 編	3 山 腹 工	12 伏 工	2 3 4 5	2	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工 (面管理の場合)	法 長 ℓ	S L < 5 m	-200
							S L ≥ 5 m	-4%
						延 長 L		-200
						面 積 A (法長及び延長に代えて計測)		-2%
						※法長及び延長の計測を面積A の計測に代えることができる		
21 治 山 編	3 山 腹 工	13 実 播 工	2 3 4		筋実播工 斜面実播工 航空実播工	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長の - 4 %
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長の - 2 %
						延 長 L		-200
						21 治 山 編	3 山 腹 工	14 吹 付 工
ℓ ≥ 5 m	法長の - 4 %							
盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100						
	ℓ ≥ 5 m	法長の - 2 %						
延 長 L		-200						

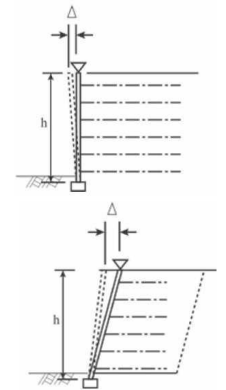
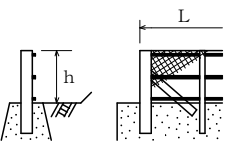
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
法長の変化点ごとに測定する。 面積で管理する場合の規格値は、-2% とする。		
法長の変化点ごとに測定する。		
1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測密度は、100点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 測定項目の計測は3次元CADソフトにより実施する。 5. 変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2 -14-2 植生工に準ずる。
1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2 -14-2 植生工に準ずる。
1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準（治山編）

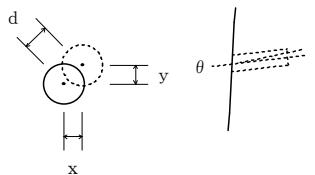
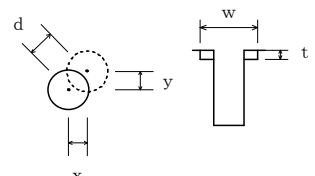
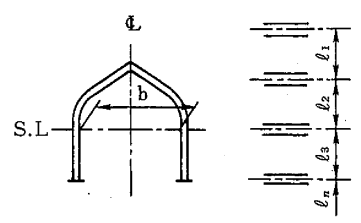
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	3 山腹 工	15 植栽 工	2	1	植栽工 (正方形植栽等)	植栽本数（本）	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く
						苗木規格	設計数値以上
						植付け穴	-50
						植栽面積	-0.15%
				2	植栽工 (並木植え等)	植栽本数（本）	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く
						苗木規格	設計数値以上
						植付け穴	-50
						植栽面積	-0.15%
21 治山 編	3 山腹 工	15 植栽 工	3		追肥	施肥面積	-0.15%
						施肥量	設計数値以上
21 治山 編	3 山腹 工	15 植栽 工	4		補植	補植面積	-0.15%
						補植本数（本）	設計数値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm 摘 要
・標準地を設定：100 m ² (10m×10m)を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
周囲測量		
・高木（樹種毎） 200 本未満:5% 500 本未満:4% 500 本以上:3% ・低木（樹種毎） 200 本未満:3% 1000 本未満:1.5% 1000 本以上:0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
周囲測量		
周囲測量		
空袋数		
周囲測量		
・標準地を設定：100 m ² (10m×10m)を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	16 補 強 土 壁 工	1		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法	基 準 高 ▽		±50
						高 さ h	h < 3m	－50
							h ≥ 3m	－100
						鉛 直 度 Δ		±0.03h かつ ±300 以内
						控 え 長 さ		設計値以上
						延 長 L		－200
21 治 山 編	3 山 腹 工	17 落 石 防 止 工	3 4 6		鋼製落石防止壁工 落石防護柵工 落石防護土留工	高 さ h		±30
						延 長 L		－200
21 治 山 編	3 山 腹 工	17 落 石 防 止 工	5 7		落石防護網工 固定工（ロープ伏工）	幅 W		－200
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所ごと		第3編3-2-15-3 補強土壁工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		
1 施工箇所ごと		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	4 地すべり防止工	4 ボーリング 暗渠工	1		ボーリング暗渠工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
21 治山編	4 地すべり防止工	5 集水井工	3		集水井工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	-100
						巻 立 て 幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
21 治山編	4 地すべり防止工	6 排水トンネル工	3		支保工	設 置 間 隔	± 75
						幅 b (B タイプ)	-0
						幅 b (C・D タイプ)	-40

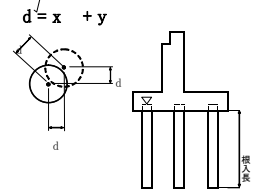
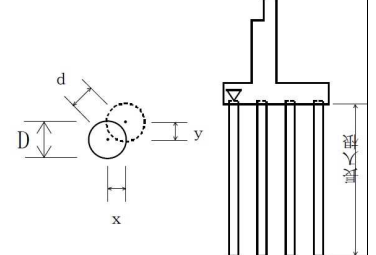
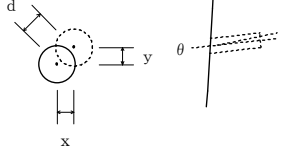
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
間隔、幅は、全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は、原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	4 地すべり防止工	6 排水トンネル工	5		覆工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 W	－0	
						厚 さ t	－40	
						高 さ h	－40	
						中心線のズレ	直線部	±100
							曲線部	±150
						施工延長	1 5 0 m未満	－150
1 5 0 m以上	－0.1%							
21 治山編	4 地すべり防止工	7 排土及び押え盛土	2 3		排土工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	－200
							ℓ ≥ 5 m	法長－4%
						延 長	－200	
						の り 勾 配	±5厘	
					押え盛土工	基 準 高 ▽	－50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	－100
							ℓ ≥ 5 m	法長－2%
						幅 w ₁ , w ₂	－100	
						延 長	－200	
の り 勾 配	±5厘							

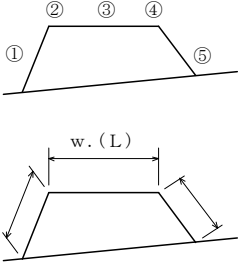
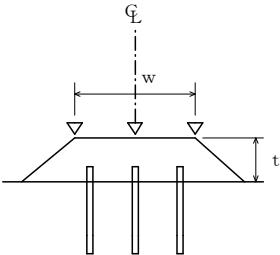
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 基準高、厚さ、幅、高さについては、1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巻 厚 (1) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (2) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端部（施工継目）において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (3) 削孔による巻厚の測定は、図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。ただしトンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。		第21編21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。		第21編21-1-6-3 盛土工、埋戻しに準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	4 地すべり防止工	8 杭工	2		鋼管杭 合成杭	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
21 治山編	4 地すべり防止工	9 シャフト工（深礎工）	1		シャフト工（深礎工）	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※
21 治山編	4 地すべり防止工	10 アンカー工	2		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5 度

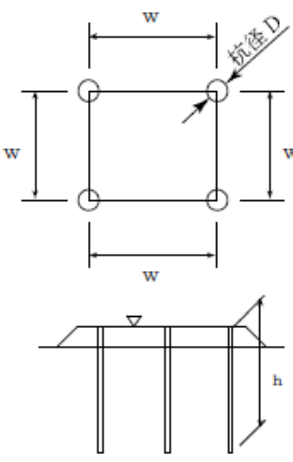
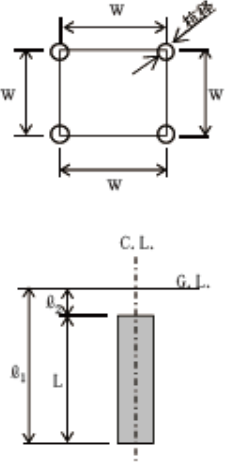
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		第3編3-2-4-4 既製杭工に準ずる。
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		第3編3-2-4-6 深礎工に準ずる。
全数		第3編3-2-14-6 アンカー工に準ずる。

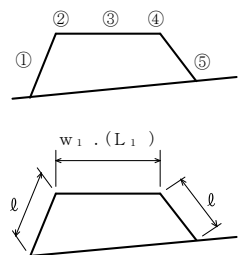
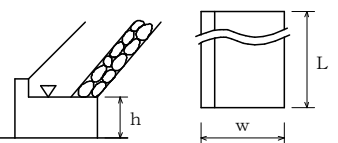
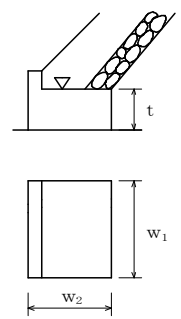
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	4 地盤改 良工	2		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	－500
						天 端 幅 w	－300
						天端延長 L	－500
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	4 地盤改 良工	3		パイルネット工	基 準 高 ∇	±50
						厚 さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w.(L)は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		第3編3－2 －7－4地盤 改良工に準ず る。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		第3編3－2 －7－4地盤 改良工に準ず る。

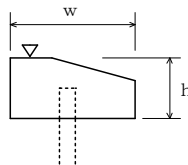
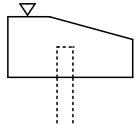
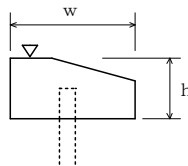
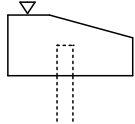
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	4 地盤改 良工	4		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレー ン工) 締固め改良工 (サンドコンパクシヨ ンパイル工)	位置・間隔w	±100
						杭 径 D	設計値以上
			5			打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクシヨ ンパイル の砂投入量	—
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	4 地盤改 良工	6		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50
						位置・間隔w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 ℓ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100 本に 1 ケ所。 100 本以下は 2 ケ所測定。1 ケ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。	 ※余長は、適用除外	第3編3-2 —7-4 地盤 改良工に準ずる。
100 本に 1 ケ所。 100 本以下は 2 ケ所測定。 1 ケ所に 4 本測定。 全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度		第3編3-2 —7-4 地盤 改良工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山編	5 海岸防 災林造成	5 護岸基礎工	4		捨石工	基準高▽	本 均 し	±50	
							表 面 均 し		±100
							荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
							被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		－100	
						天 端 幅 w ₁		－100	
天 端 延 長 L ₁		－200							
21 治山編	5 海岸防 災林造成	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	
						幅 w		－30	
						高 さ h		－30	
						延 長 L		－200	
21 治山編	5 海岸防 災林造成	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	
						ブロック厚 t		－20	
						ブロック縦幅w ₁ ブロック横幅w ₂		－20 －20	
						延 長 L		－200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる 		
ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 		

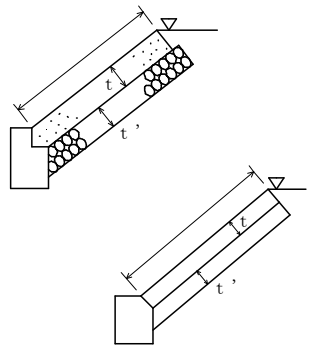
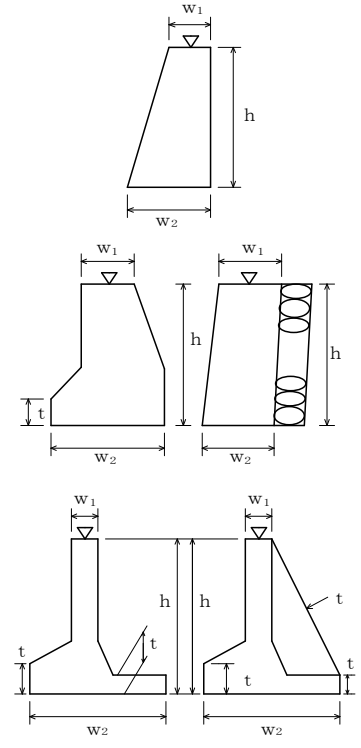
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎工	7	1	笠コンクリート工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	－30
						高 さ h	－30
						延 長 L	－200
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎工	7	2	笠コンクリート工 （プレキャスト笠コン クリート）	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎工	8	1	基礎工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	－30
						高 さ h	－30
						延 長 L	－200
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎工	8	2	基礎工 （プレキャスト基礎工）	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工ヶ所につき 2 箇所。		第3編3－2 －4－3基礎 工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第3編3－2 －4－3基礎 工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工ヶ所につき 2 箇所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		第3編3－2 －4－3基礎 工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3－2 －4－3基礎 工に準ずる。

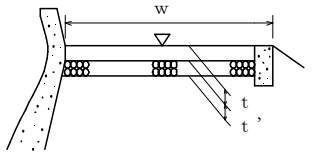
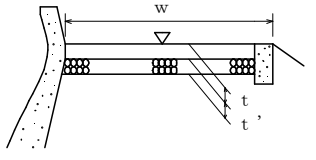
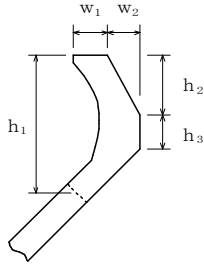
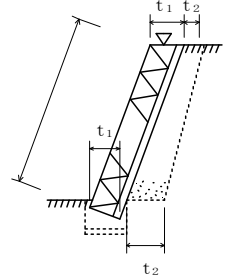
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	5 護岸基 礎工	9		矢板工	基 準 高 ▽		±50
						根 入 長		設計値以上
						変 位 ℓ		100
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	6 護岸工	3		捨石張り工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	6 護岸工	4		石張り・石積み工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 3m	－50
							ℓ ≥ 3m	－100
						厚さ（石積・張） t ₁		－50
						厚さ（裏込） t ₂		－50
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	6 護岸工	5		海岸コンクリートブ ロック工（製作）	幅		+20 -10
						高 さ		+20 -10
						長 さ		+20 -10
					海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	－100
							ℓ ≥ 5 m	ℓ × （－2％）
						厚 さ t		－50
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 ヶ所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 3 編 3-2-3-4 矢板工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工に準ずる。
製作個数の 5 %		第 21 編第 2 章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

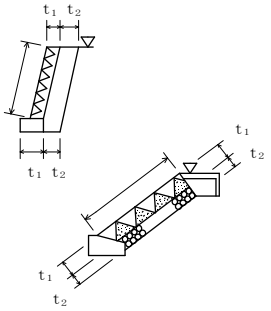
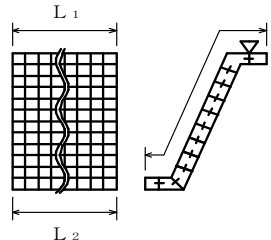
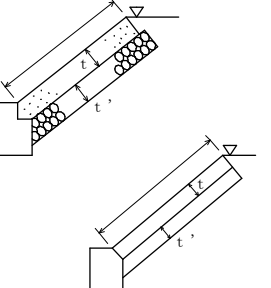
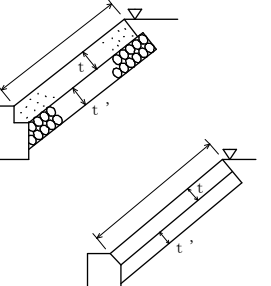
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	6 護 岸 工	6		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚 さ t	t < 100	－20
							t ≥ 100	－30
						裏 込 材 厚 t'		－50
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	6 護 岸 工	7		現場打擁壁工	基 準 高 ▽		±50
						厚 さ t		－20
						裏 込 厚 さ		－50
						幅 w ₁ , w ₂		－30
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理を、発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	7 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w	－50	
						厚 さ t	－10	
						基 礎 厚 t'	－45	
						延 長 L	－200	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	7 天 端 被 覆 工	3		アスファルト被覆工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w	－50	
						厚 さ t	－9	
						基 礎 厚 t'	－45	
						延 長 L	－200	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	8 波 返 工	3		波返工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高さ h < 3 m h ₁ , h ₂ , h ₃	－50	
						高さ h ≧ 3 m h ₁ , h ₂ , h ₃	－100	
						延 長 L	－200	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	9 裏 法 被 覆 工	2		石積（張）工	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	－50
							ℓ ≧ 3m	－100
						厚さ（石積・張） t ₁	－50	
						厚さ（裏込） t ₂	－50	
						延 長 L	－200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、1000 m²に 1 箇所の割でコアーを採取して測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ケ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ケ所を測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3－2－5－5石積（張）工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	9 裏法被 覆工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロッ ク張り) (コンクリートブロッ ク積み)	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	－50
							ℓ ≥ 3m	－100
						厚さ (ブロック積張) t ₁		－50
						厚さ (裏込) t ₂		－50
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	9 裏法被 覆工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ		－100
						延長 L ₁ , L ₂		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	9 裏法被 覆工	4		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚 さ t	t < 100	－20
							t ≥ 100	－30
						裏 込 材 厚 t'		－50
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸林 造成	9 裏法被 覆工	5		アスファルト被覆工	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚 さ t	t < 100	－20
							t ≥ 100	－30
						裏 込 材 厚 t'		－50
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3-2-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3-2-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

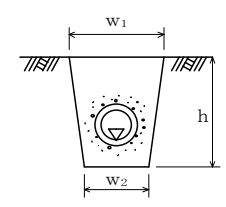
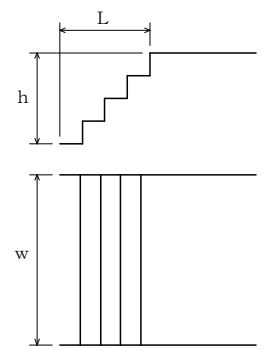
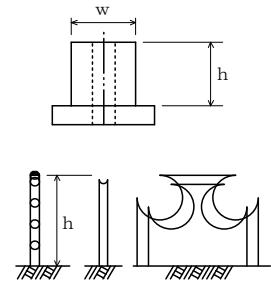
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造成	9 裏法被覆工	6	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高	さ h	-30
						吹付枠中心間隔 a		± 100
21 治山編	5 海岸防 災林造成	9 裏法被覆工	6	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延	長 L	-200
21 治山編	5 海岸防 災林造成	10 カルバート工	3		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基	準 高 ∇	± 30
						※幅	w	-50
						※高	さ h	-30
						延	長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第 3 編 3 - 2 - 14 - 4 法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所ごと		第 3 編 3 - 2 - 14 - 4 法枠工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合 1 施工箇所ごと		第 3 編 3 - 2 - 3 - 2 8 プレキャストカルバート工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	3		側溝工 (プレキャストU型側溝) (自由勾配側溝)	基 準 高 ∇	±30
						延 長 L	－200
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	4		集水桝工	基 準 高 ∇	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20
						※幅 w_1, w_2	－30
						※高さ h_1, h_2	－30
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	5		堤脚水路工	基 準 高 ∇	±30
						厚さ t_1, t_2	－20
						幅 w	－30
						高さ h_1, h_2	－30
						延 長 L	－200
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	6	1	管渠工 (プレキャストパイプ) (プレキャストボックス)	基 準 高 ∇	±30
						※幅 w	－50
						※高 さ h	－30
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 箇所ごと ※は現場打部分のある場合		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。 1 施工箇所ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は現場打部分のある場合 1 施工箇所ごと		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	11 排水 構造 物工	6	2	管渠工 (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	±30
						幅 w_1, w_2	−50
						高 さ h	−30
						延 長 L	−200
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	12 付属 物設 置工	4		階段工	幅 w	−30
						高 さ h	−30
						長 さ L	−30
						段 数	±0段
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	12 付属 物設 置工	5		防止柵工	基 礎 幅 w	−30
						基 礎 高 さ h	−30
						パイプ取付高 H	+30 −20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		
1 回／1 施工箇所		
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ケ所測定。 1 ケ所／1 施工箇所		第 3 編 3－2 － 3－7 防止 柵工に準ず る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	1	アスファルト舗装工（下層路盤）	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	2	アスファルト舗装工（上層路盤）	厚 さ	－25	－30	－8	－10
						幅	－50	－50	—	—
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	3	アスファルト舗装工（基層）	厚 さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	4	アスファルト舗装工（表層）	厚 さ	－7	－9	－2	－3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3m プロファイルター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満	第3編3－2－6－7 アスファルト舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m ³ 未満)	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路工	5	1	コンクリート舗装工 (下層路盤)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	－45		－15
						幅	－50		—
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路工	5	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8
						幅	－50		—
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路工	5	3	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－8
						幅	－50		—
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路工	5	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	－9	－12	－3
						幅	－25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満	第3編3－2－6－12 コンクリート舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。	○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路 工	5	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	—10		—3.5
						幅	—25		—
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化 後 3 m ² プロフィルメ ーターにより 機 械 舗 設 の 場 合 (σ) 2.4mm 以下 人 力 舗 設 の 場 合 (σ) 3mm 以下
						目地段差	±2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路 工	6	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45		—15
						幅	—50		—
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路 工	6	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8
						幅	—50		—
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路 工	6	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安 定処理工	厚 さ	—25	—30	—8
						幅	—50		—
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	13 付帯 道路 工	6	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	—5
						幅	—50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満	第3編3－2 －6－13 薄層カラー舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。	○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	6	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3
						幅	－25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第 3 編 3－2－6－13 薄層カラー舗装工に準ずる。

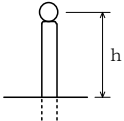
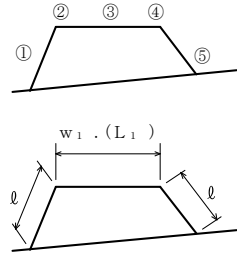
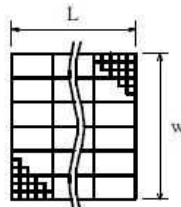
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	7		側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽		±30
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	8		集水桝工	基 準 高 ▽		±30
						※厚さ t ₁ ～t ₅		－20
						※幅 w ₁ , w ₂		－30
						※高さ h ₁ , h ₂		－30
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	9		縁石工	延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	10		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上
						基礎	幅 w (D)	－30
							高さ h	－30
							根 入 れ 長	設計値以上
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	11		路側防護柵工	基礎	幅 w	－30
							高 さ h	－30
						ビーム取付高 H		+30 －20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと		
1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
1 ケ所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		第3編3－2－3－5 縁石工に準ずる。
1 ケ所／1 基 基礎 1 基ごと		第3編3－2－3－6 小型標識工に準ずる。
1 ケ所／施工延長 40m 40m以下のものは、2 ケ所／1 施工箇所。 1 ケ所／1 施工箇所		第3編3－2－3－8 路側防護柵工に準ずる。

出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	12		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)		設計値以上	
						幅 w		設計値以上	
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	14		道路付属物工	高 さ h		±30	
21 治山編	5 海岸防災林造成	14 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本 均 し		±50
							表 面 均 し		±100
							荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
							被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
							法 長 ℓ		－100
							天 端 幅 w ₁		－100
							天 端 延 長 L ₁		－200
21 治山編	5 海岸防災林造成	14 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		-300	
						延 長 L		-500	

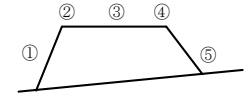
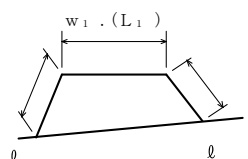
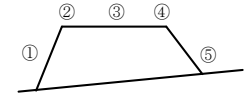
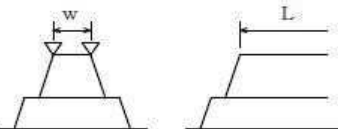
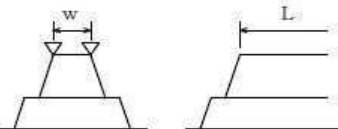
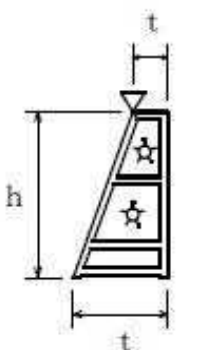
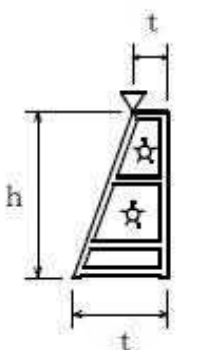
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。
施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		第21編21-5-5-4捨石工に準ずる。
幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造成	15 突堤本 体工	2		捨石工	基準	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
							高▽	異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ
						法 長 ℓ		－100
						天 端 幅 w ₁		－100
						天 端 延 長 L ₁		－200
						21 治山編	5 海岸防 災林造成	15 突堤本 体工
(層積)ブロック規格 26t 以上	±500							
(乱積)	±ブロックの 高さの 1/2							
天 端 幅 w		±ブロックの 高さの 1/2						
天 端 延 長 L		±ブロックの 高さの 1/2						
21 治山編	5 海岸防 災林造成	15 突堤本 体工	9		石柵工			
						厚 さ t		-50
						高さ h	h < 3m	-50
							h ≥ 3m	-100
						延 長 L		-200

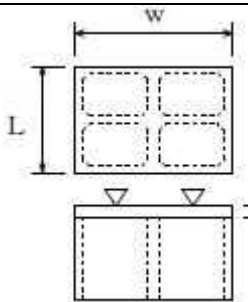
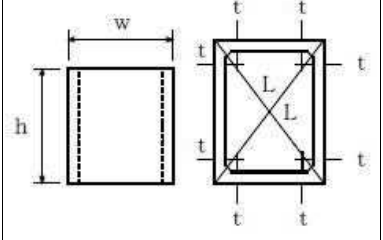
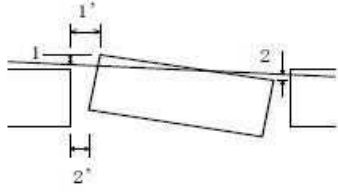
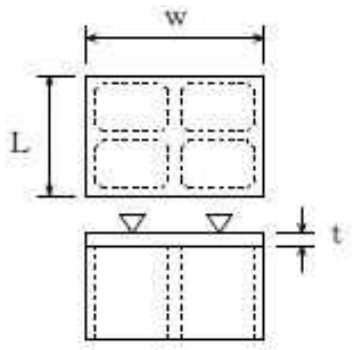
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 		第21編 21-5-5-4 捨石工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 延長は、センターラインで行う。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと 		

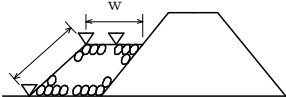
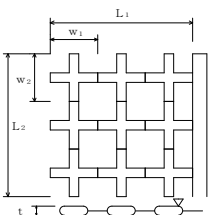
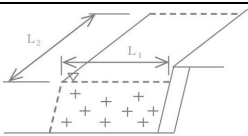
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	15 突堤 本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						延 長 L		－200
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	15 突堤 本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t1		±10
						幅 w		+30, -10
						高 さ h1		+30, -10
						長 さ L		+30, -10
						底版厚さ t2		+30, -10
						フーチング高さ h2		+30, -10
						21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	15 突堤 本体工
ケーソン重量 2000t 以上 ±150								
据付目地間隔 1, 2	ケーソン重量 2000t 未満 100 以下							
	ケーソン重量 2000t 以上 200 以下							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1 箇所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる		
各室中央部 1 ヶ所		
底版完成時、各壁 1 ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部 1 ヶ所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2 ヶ所		
据付完了後、天端 2 ヶ所		

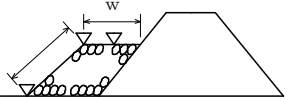
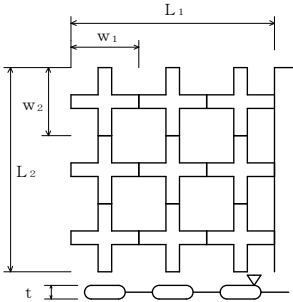
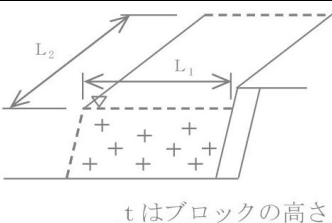
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブロ ック	基 準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁 厚 t1		±10
						幅 w		+20, -10
						高 さ h1		+20, -10
						長 さ L		+20, -10
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入り 1, 2		±50
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'		50 以下
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブロ ック	基 準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1室につき1ヶ所（中心）		
型枠取外し後全数		
据付後ブロック1個に2ヶ所（各段ごと）		
1室につき1ヶ所（中心）		

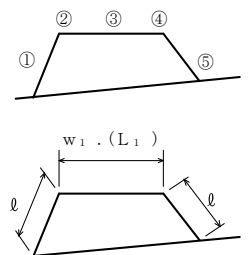
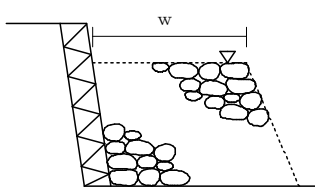
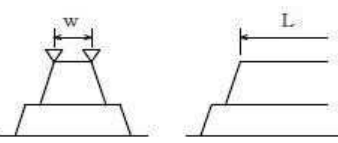
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	16 根固 め工	2		捨石工（根固め工）	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 （乱積）の高さ	±500
							異形ブロック据付面 （乱積）以外の高さ	±300
						法 長 l		-100
						天 端 幅 w		-100
						天 端 延 長 L		-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	16 根固 工	3		根固ブロック工 （製作）	幅		+20 -10
						高さ		+20 -10
						長さ		+20 -10
					根固ブロック工	層 積	基準高▽	±100
							厚 さ t	-20
							幅 w_1, w_2	-20
							延長 $L_1 L_2$	-200
						乱 積	基準高▽	± $t/2$
							延長 $L_1 L_2$	- $t/2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 製作個数の 5 %		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所ごと		第 21 編第 2 章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと	 tはブロックの高さ	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造成	17 消波工	2		捨石工（消波工）	基準 高▽	異形ブロック据付面 （乱積）の高さ	±500
							異形ブロック据付面 （乱積）以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		－100
						天 端 幅 w		－100
						天 端 延 長 L		－200
21 治山編	5 海岸防 災林造成	17 消波工	3		消波ブロック工 （製作）	幅		+20 －10
						高さ		+20 －10
						長さ		+20 －10
						層 積	基準高▽	±300
							厚 さ t	－20
							幅 w ₁ , w ₂	－20
							延長 L ₁ L ₂	－200
						乱 積	基準高▽	± t / 2
							延長 L ₁ L ₂	－ t / 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
製作個数の 5 %		第 21 編第 2 章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-5-12-3 根固ブロック工に準ずる。
幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
1 施工箇所ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所ごと		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	18 海域 堤基礎 工	3		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し		±50
							表 面 均 し		±100
							荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		－100	
						天 端 幅 w ₁		－100	
						天 端 延 長 L ₁		－200	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	19 海域 堤本体 工	2		捨石工	基 準 高 ▽		－100	
						幅 w		－100	
						延 長 L		－200	
21 治山 編	5 海岸 防災 林造成	19 海域 堤本体 工	3		海岸コンクリートブ ロック工	基準 高 ▽	(層積)ブロック規格 26t 未満		±300
							(層積)ブロック規格 26t 以上		±500
							(乱積)		±ブロックの 高さの 1/2
						天 端 幅 w		±ブロックの 高さの 1/2	
						天 端 延 長 L		±ブロックの 高さの 1/2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		第 21 編 21-5-4 護岸基礎工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 延長は、センターラインで行う。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 		第 21 編 21-5-6 海岸コンクリートブロック工に準ずる。

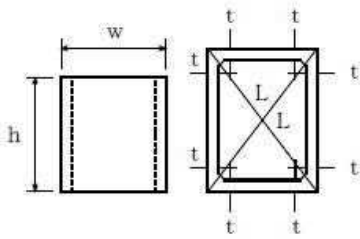
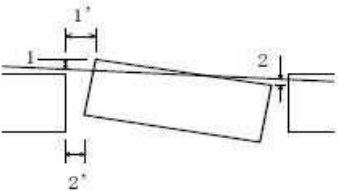
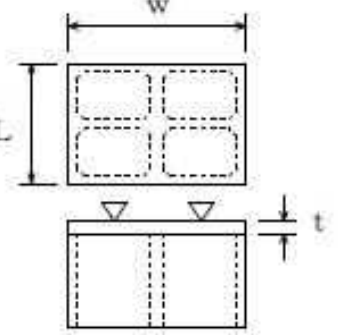
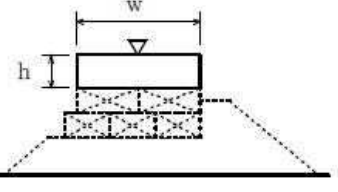
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山 編	5 海岸 防 災 林 造 成	19 海 域 堤 本 体 工	4	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t1		±10
						幅 w		+30, -10
						高 さ h1		+30, -10
						長 さ L		+30, -10
						底版厚さ t2		+30, -10
						フーチング高さ h2		+30, -10
						21 治山 編	5 海岸 防 災 林 造 成	19 海 域 堤 本 体 工
ケーソン重量 2000t 以上 ±150								
据付目地間隔 1, 2	ケーソン重量 2000t 未満 100 以下							
	ケーソン重量 2000t 以上 200 以下							
21 治山 編	5 海岸 防 災 林 造 成	19 海 域 堤 本 体 工	4	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部 1ヶ所		第21編21—5—15—11ケーソン工に準ずる。
底版完成時、各壁 1ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部 1ヶ所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2ヶ所		第21編21—5—15—11ケーソン工に準ずる。
据付完了後、天端 2ヶ所		
1室につき 1ヶ所（中心） 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第21編21—5—15—11ケーソン工に準ずる。

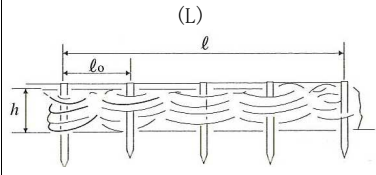
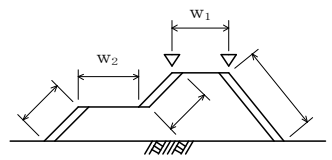
出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造成	19 海城堤本 体工	5	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t1	±10
						幅 w	+20, -10
						高 さ h1	+20, -10
						長 さ L	+20, -10
21 治山編	5 海岸防 災林造成	19 海城堤本 体工	5	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入り 1, 2	±50
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50 以下
21 治山編	5 海岸防 災林造成	19 海城堤本 体工	5	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽ 陸 上	±30
						水 中	±50
						厚 さ t	±30
						幅 w	±30
						長 さ L	±30
21 治山編	5 海岸防 災林造成	19 海城堤本 体工	6		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		第21編 21-5-15-12 セルラー工に 準ずる。
据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）		第21編 21-5-15-12 セルラー工に 準ずる。
1室につき1ヶ所（中心） 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第21編 21-5-15-12 セルラー工に 準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造成	20 砂丘造成	1		堆砂工 (堆砂垣・丘頂柵工)	延長 L	< 1 0 m	-200
							≧ 1 0 m	-2%
						柵 高 h		-30
						杭 の 使 用 本 数		L/L ₀ +1 以上
						杭 間 隔 L ₀		+200
						杭の末口径 D		-10%
21 治山編	5 海岸防 災林造成	20 砂丘造成	2		盛土工	基 準 高 ▽		-50
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≧ 5m	法長-2%
						幅 w ₁ , w ₂		-100
						延 長		-200
21 治山編	5 海岸防 災林造成	20 砂丘造成	3		覆砂工 (伏工・砂草植栽)	法長	S L < 5 m	-200
							S L ≧ 5 m	-4%
						延 長 L		-200
						植 被 率		70%以上
21 治山編	5 海岸防 災林造成	20 砂丘造成	4		実播工	切土法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≧ 5 m	法長の-4 %
						盛土法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≧ 5 m	法長の-2 %
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする		第 21 編第 3 章第 9 節柵工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。		第 1 編 1 - 2 - 3 - 3 盛土工に準ずる。
		第 21 編第 3 章第 12 節伏工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第 21 編第 3 章第 13 節実播工に準ずる。
1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

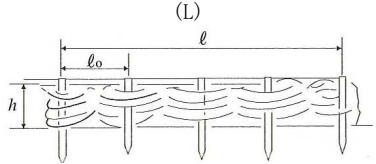
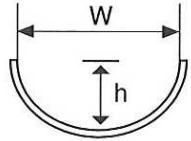
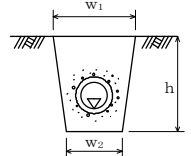
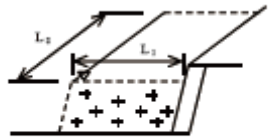
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	21 森 林 造 成	1	1	生育基盤盛土工	基 準 高 ▽		-50	
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-50	
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 - 2 %	
						幅 w		-100	
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	21 森 林 造 成	1	2	生育基盤盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						天端	標高較差	-50	-150
						法面 4割く勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割く勾配 (小段を含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、ここで の勾配は、鉛直方 向の長さ1に対 する水平方向の 長さXをX割と あらわしたもの			
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	21 森 林 造 成	2 4		防風工 静砂工（静砂垣）	高 さ H		-30	
						延 長 L		-2.0%	
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	21 森 林 造 成	3		排水工	幅 w		-100	
						高 さ h		-50	
						延 長 L		-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 延長は全箇所 （製品寸法は、規格証明書等による）		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編第 3 章第 8 節水路工に準ずる。

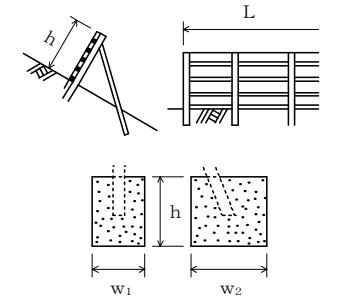
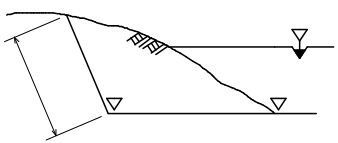
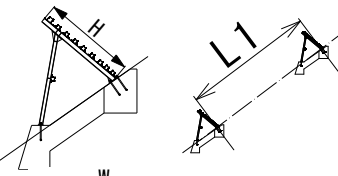
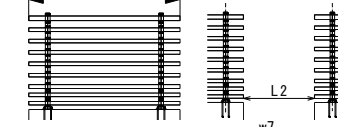
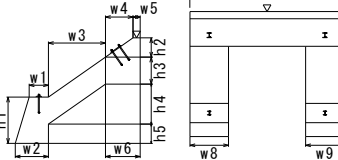
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	21 森林造 成	5	1	植栽工 (正方形植栽等)	植栽本数（本）	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物があ る場合は除く
						苗 木 規 格	設計数値以上
						植 付 け 穴	-50
						植 栽 面 積	-0.15%
21 治山 編	5 海岸防 災林造 成	21 森林造 成	5	2	植栽工 (並木植え等)	植栽本数（本）	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物があ る場合は除く
						苗 木 規 格	設計数値以上
						植 付 け 穴	-50
						植 栽 面 積	-0.15%
				追肥	施 肥 面 積	-0.15%	
					施 肥 量	設計数値以上	
				補植	補 植 面 積	-0.15%	
					補植本数（本）	設計数値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
- 標準地を設定：100 m²(10m×10m)を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第 21 編第 3 章第 15 節植栽工に準ずる。
標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
周囲測量		
・高中木（樹種毎） 200 本未満:5% 500 本未満:4% 500 本以上:3% ・低木（樹種毎） 200 本未満:3% 1000 本未満:1.5% 1000 本以上:0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第 21 編第 3 章第 15 節植栽工に準ずる。
標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
標準地ごとに 2 箇所		
周囲測量		
周囲測量		
空袋数		
周囲測量		
- 標準地を設定：100 m²(10m×10m)を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		

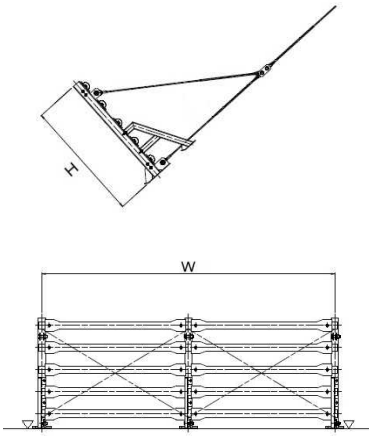
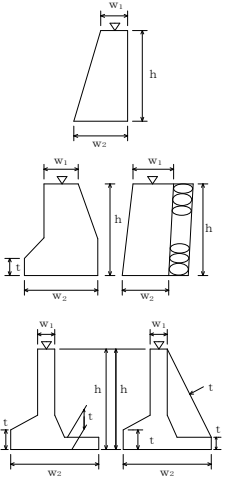
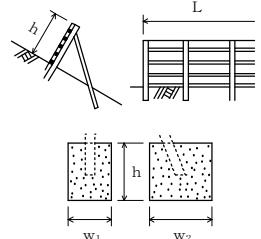
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸防 災林造成	22 防風林の造成	1		防風柵	延長 L	< 1 0 m	-200
							≥ 1 0 m	-2%
						柵 高 h		-30
						杭の使用本数		L/L ₀ +1 以上
						杭 間 隔 L		+200
						杭の末口径 D		-10%
21 治山編	5 海岸防 災林造成	22 防風林の造成	2		水路工	幅 w		-100
						高 さ h		-50
						延 長 L		-200
21 治山編	5 海岸林造成	22 防風林の造成	2		暗渠工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w ₁ , w ₂		-50
						深 さ L		-30
						延 長 L		-200
21 治山編	5 海岸林造成	22 防風林の造成	3		植栽工			
21 治山編	5 海岸防 災林造成	23 異形コンクリートブロック工	1 2		層積	基準高▽		±100
						厚さ		-20
						幅 w ₁ , w ₂		-20
						延長 L ₁ , L ₂		-200
					乱積	基準高▽		±t/2
						延長 L ₁ , L ₂		-t/2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		第 21 編第 3 章第 9 節柵工に準ずる
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編第 3 章第 8 節水路工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 <u>1 施工箇所ごと</u> ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		第 21 編第 3 章第 7 節暗渠工に準ずる。
第 21 編第 3 章第 15 節植栽工に準ずる。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 <u>1 施工箇所ごと</u> 施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 <u>1 施工箇所ごと</u> t は根固めブロックの高さ		第 21 編第 2 章第 10 節異形コンクリートブロック工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	6 なだれ防止林造成	5 雪び予防工	1		吹きだめ柵 吹き払い柵	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂
							高 さ h
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	1		階段工	基 準 高 ▽	±50
						法長 ℓ	ℓ < 5 m
							ℓ ≥ 5 m
						延 長	-200
						の り 勾 配	±5厘
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	2		予防柵 防止柵	基 準 高 ▽	±50
						高 さ H	±30
						幅 W	－30
						列間斜距離 L 1	設計値以内
						柵 間 距 離 L 2	設計値以内
						基礎	幅 W1～W9
							高さ h1～h5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所ごと		
基礎 1 基ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		第 21 編 21－1－6－2 掘削工、切土工に準ずる。
1 基ごと		
設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること		
各列ごと 1 0 %（端数切り上げ） 最下段で測定。		
1 基毎 床掘完了時は、w2、w3、w6、w7、w8、w9、h2、h3、h4、h5 で測定。 基礎コン出来形については、w1、w3、w4、w5、w7、w8、w9、h1 で測定。		

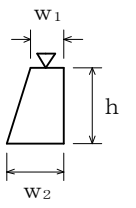
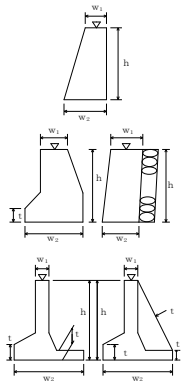
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	6 な だ れ 防 止 林 造 成	6 な だ れ 予 防 工	3		吊柵 吊柵	基準高 ∇	± 50
						高さ H	± 30
						幅 W	-30
						列間斜距離 $L1$	設計値以内
						柵間距離 $L2$	設計値以内
21 治山 編	6 な だ れ 防 止 林 造 成	6 な だ れ 予 防 工	5		誘導擁壁	基準高 ∇	± 50
						厚 さ t	-20
						裏込厚さ	-50
						幅 w_1, w_2	-30
						高さ h $h < 3\text{ m}$	-50
						$h \geq 3\text{ m}$	-100
						延長 L	-200
						のり勾配	± 0.2 分
21 治山 編	6 な だ れ 防 止 林 造 成	6 な だ れ 予 防 工	6		誘導柵	高さ h	± 30
						延長 L	-200
						基礎 幅 w_1, w_2	-30
						高さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 基ごと 基準高は左右どちらかで測定。 設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること。 各列ごと 10%（端数切り上げ） 最下段で測定。		第 21 編 21-6-6-2 予防柵、防止柵に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		第 21 編第 3 章第 5 節土留工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと 基礎 1 基ごと		

出来形管理基準（治山編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	7		減勢杭	杭 間 隔	±100	
						高 さ h	－100	
						根 入 長	設計値以上	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	7		減勢枠工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w	－30	
						高 さ h	－50	
						延 長 L	－200	
						の り 勾 配	±0.2 分	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	7 防護工	1		防護擁壁	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t	－20	
						裏 込 厚 さ	－50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高さ h	h < 3 m	－50
							h ≧ 3 m	－100
						延 長 L	－200	
						の り 勾 配	±0.2 分	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21－1－5－12 枠工（鉄筋コンクリート方格枠）に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編第 3 章第 5 節土留工に準ずる。
1 施工箇所ごと		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	6 なだれ防止林造成	7 防護工	2		防護柵	基 準 高 ▽		±50
						高 さ H		±30
						幅 W		－30
						列間斜距離 L 1		設計値以内
						柵 間 距 離 L 2		設計値以内
						基礎	幅 W1～W10	－30
							高さ h1～h5	－30
21 治山編	6 なだれ防止林造成	8 グライド防止工	1		木柵階段工			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	9 森林造成	1	1	植栽工 (正方形植栽等)	植栽本数（本）		設計数値以上
						植栽列間苗間隔		±200 ※根株等の障害物がある場合は除く
						苗 木 規 格		設計数値以上
						植 付 け 穴		－50
						植 栽 面 積		－0.15%

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 基<u>ごと</u> 設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること 各列<u>ごと</u> 1 0 %（端数切り上げ） 最下段で測定。 1 基<u>ごと</u> 床掘完了時は、w2、w3、w6、w7、w8、w9、h2、h3、h4、h5 で測定。 基礎コン出来形については、w1、w3、w4、w5、w7、w8、w9、h1 で測定。 第 21 編 21－1－6－2 掘削工、切土工及び第 21 編 21－3－9－3 木柵及び丸太柵工に準ずる。		第 21 編 21－6－2 予防柵・防止柵に準ずる。
・標準地を設定：100 m² (10m×10m) を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 標準地<u>ごと</u>に 2 箇所 標準地<u>ごと</u>に 2 箇所 標準地<u>ごと</u>に 2 箇所 周囲測量		第 21 編第 3 章 第 15 節植栽工 に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
十 十 21 治 山 編	6 な だ れ 防 止 林 造 成	9 森 林 造 成	1	2	植栽工 (並木植え等)	植栽本数（本）	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物 がある場合は除 く
						苗 木 規 格	設計数値以上
						植 付 け 穴	-50
						植 栽 面 積	-0.15%
					追肥	施 肥 面 積	-0.15%
						施 肥 量	設計数値以上
					補植	補 植 面 積	-0.15%
						補植本数（本）	設計数値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
・ 高中木（樹種毎） 200 本未満:5% 500 本未満:4% 500 本以上:3% ・ 低木（樹種毎） 200 本未満:3% 1000 本未満:1.5% 1000 本以上:0.8% ・ 周囲測量図面に測定位置を記載する。	標準地毎に 2 箇所 標準地 <u>ごと</u> に 2 箇所 標準地 <u>ごと</u> に 2 箇所 周囲測量	第 21 編第 3 章 第 15 節植栽工 に準ずる。
標準地毎に 2 箇所		
標準地 <u>ごと</u> に 2 箇所		
標準地 <u>ごと</u> に 2 箇所		
周囲測量		
周囲測量	空袋数	
周囲測量		
周囲測量	標準地を設定：100 m ² (10m×10m)を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・ 周囲測量図面に測定位置を記載する。	
周囲測量		

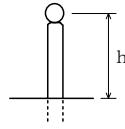
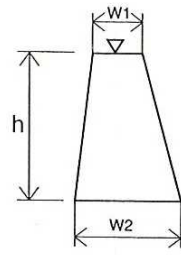
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
22 林道 編	1 森 林 整 備 工 事 の 適 用	5 一 般 施 工	1	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (種子筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m		－200		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3－2－14－2 植生工に準ずる。	
							ℓ ≧ 5 m		法長の－4％					
							盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m		－100				
								ℓ ≧ 5 m		法長の－2％				
						延 長 L		－200						
22 林道 編	1 森 林 整 備 工 事 の 適 用	5 一 般 施 工	1	2	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は4点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を3次元C A Dソフトにより測定する場合は100点／㎡と（平面投影面積当たり）する。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 6．面積及び延長の計測は、3次元C A Dソフトにより実施する。 7．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。		第3編3－2－14－2 植生工に準ずる。		
						切土法面 (小段を含む)	水平又は 標高較差	±100	±160					
						盛土法面 4割<勾配	標高較差	－50	－170					
						盛土法面 4割<勾配 (小段を含む)	標高較差	－60	－170					
						※ただし、ここの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割とあらわしたもの								
						延長L		－200						
						面積A (法面に代えて計測)		－2％						
						※法面の計測を面積Aの計測に代えることができる								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	3	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$ -200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$ 法長の-4%
						厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$ -10
							$t \geq 5 \text{ cm}$ -20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上と し、平均厚は設計厚以上。
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-2 植生工に準ずる。
施工面積 200 m²につき1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

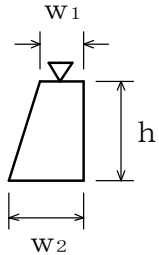
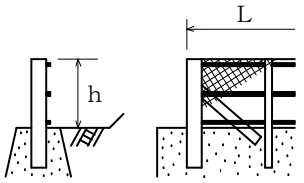
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	2		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	4		視線誘導標	高 さ h	±30
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	5		木製構造物工	延 長 L	-100
						幅（厚さ）w1, w2	-50
						の り 勾 配	±0.5 分
						高 さ h	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

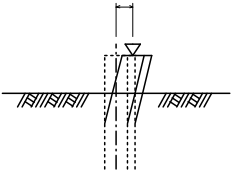
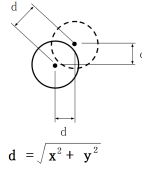
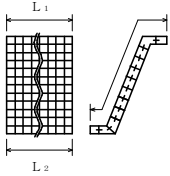
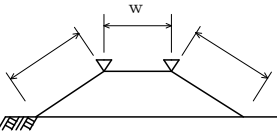
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	1	鉄線かご工 (ふとんかご工)	基 準 高 ∇	± 50
						高 さ h	-50
						延 長 L_1, L_2	-200
						幅 (厚さ) w	-50
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	2	鉄線かご工 (じゃかご工)	法 長 ℓ	
						$\ell < 3\text{ m}$	-50
						$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚 さ t	-50
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	11		管渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	± 30
						※幅 w	-50
						※高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、場所打のある場合。		第 22 編 22—2—6—7 プレキャストカルバート工に準ずる。
1 施工箇所ごと		

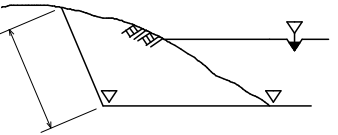
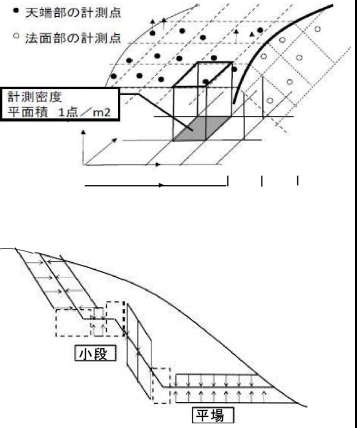
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	12		枠工 (鉄筋コンクリート方 枠) (片法枠工) (鋼製枠工)	基 準 高 ∇	±50
						幅 w	－30
						高 さ h	－50
						延 長 L	－200
						の り 勾 配	±0.5 分
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	13		鋼製柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	14		金網張工	幅 w	－200
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21－1－5－13 鋼製柵工に準ずる
1 施工箇所ごと		
1 施工箇所ごと		

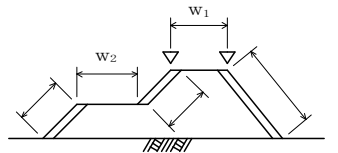
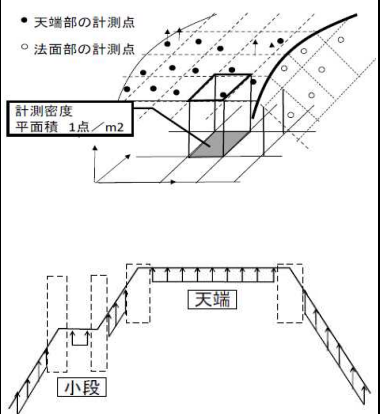
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	1	土留・仮締切・土のう工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	2	土留・仮締切・土のう工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	3	土留・仮締切・土のう工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100
						延長 L_1 L_2	－200
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	4	土留・仮締切・土のう工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50
						天 端 幅 w	－100
						法 長 ℓ	－100
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	5	土留・仮締切・土のう工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50

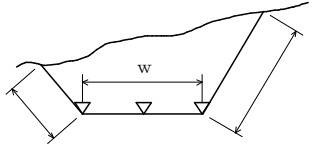
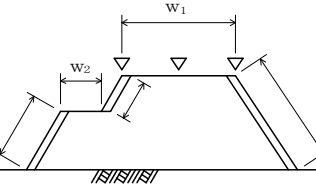
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ケ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ケ所。		第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ケ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 1 施工箇所ごと	 L_1 L_2	第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ケ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。	 w	第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ケ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ケ所。		第3編3－2－10－5 土留・仮締切工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	1	掘削工、切土工	基準高▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4 %	
						延長		-200	
						のり勾配		±5厘	
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	2	掘削工、切り土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±100	±150
						法面 (小段含む)	水平又は 標高較差	±100	±160
						法面 (軟岩 I B ～硬岩) (小段含む)	水平又は 標高較差	±100	±330

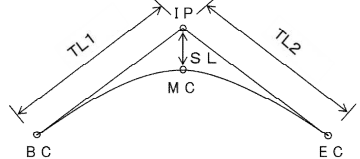
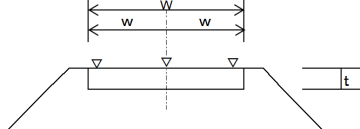
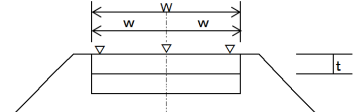
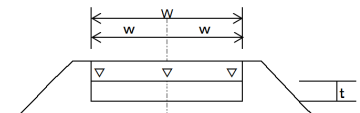
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	1	盛土工、埋戻し	基 準 高 ▽		－50	
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	－100	
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長－2%	
						幅 w_1, w_2		－100	
						延 長		-200	
						の り 勾 配		±5厘	
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	2	盛土工、埋戻し (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	－50	－150
						法面 4割<勾配	標高較差	－50	－170
						法面 4割<勾配 (小段含む)	標高較差	－60	－170
						※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

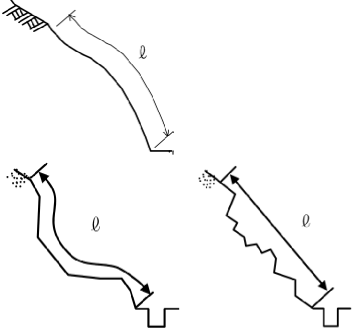
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	8 道路土工		掘削工、切土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長 l	$l < 5 \text{ m}$			
							$l \geq 5 \text{ m}$			
						幅 w	-100			
						の り 勾 配	± 5 厘			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	9 10 道路土工	2	盛土工 (路床、路体 : 舗装施工) 盛土工 (砂利施工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。		
						法長 l	$l < 5 \text{ m}$			
							$l \geq 5 \text{ m}$			
						幅 w_1, w_2	-100			
						の り 勾 配	± 5 厘			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	9 10 道路土工	3	法面整形工（盛土工）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、3 次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

出来形管理基準（林道編）

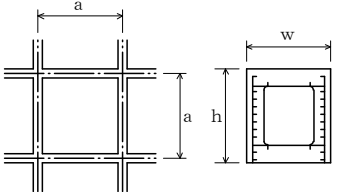
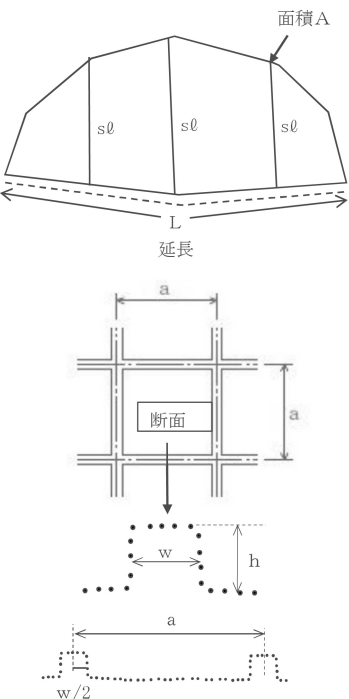
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm 摘 要
2 2 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工（共通）	4	路線、縦断	I P 測点	コンパス	± 1°	全測点を測定する。 接線長(TL)、外線長(SL)も測定する。		
							トランシット	± 30'			
						IP 間の距離		40m ≤ ± 200mm 40m > ± 1/200			
						各測点間距離		± 100			
						総延長距離		-500			
						直線区間の寄り		100			
						施工基面高		± 100			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工（共通）	5	路盤工（砂利施工）	基 準 高 ▽		± 50	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 平均値は設計厚以上 基準高は延長 40m ごとに 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。		
						敷 厚		-20			
						敷 幅		-50			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工（共通）	6	コンクリート路面工	基 準 高 ▽		± 50	敷幅 80m につき 1 箇所。 敷厚 200m に 1 箇所の割合でコア若しくは端部で測定。 ただし、1 施工箇所 で 3 箇所以上測定すること。 基準高は延長 40m ごとに 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。		
						敷 厚		-10			
						敷 幅		-25			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工（共通）	6	コンクリート路面工（路盤工）	基 準 高 ▽		± 50	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 平均値は設計厚以上。 基準高は延長 40m ごとに 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施すること ができる。		
						敷 厚		-20			
						敷 幅		-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (種子筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－200		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3－2－14－2 植生工に準ずる。
							ℓ ≧ 5 m	法長の－4 %				
						盛土法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－100				
							ℓ ≧ 5 m	法長の－2 %				
						延 長 L		－200		1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	2	2	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は4点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を3次元C A Dソフトにより測定する場合は100点/㎡と（平面投影面積当たり）する。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 6．面積及び延長の計測は、3次元C A Dソフトにより実施する。 7．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。		第3編3－2－14－2 植生工に準ずる。
						切土法面 (小段を含む)	水平又は 標高較差	±100	±160			
						盛土法面 4割く勾配	標高較差	－50	－170			
						盛土法面 4割く勾配 (小段を含む)	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割とあらわしたもの						
						延長L		－200				
						面積A (法面に代えて計測)		－2 %				
						※法面の計測を面積Aの計測に代えることができる						

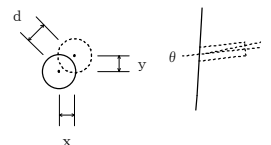
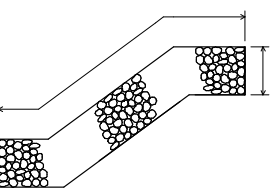
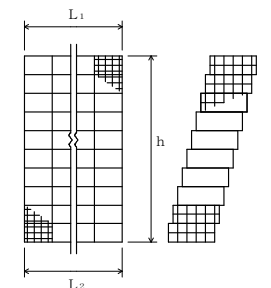
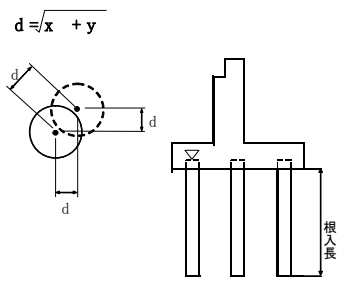
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	2	3	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-4%
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L		-200
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 施工面積 200 m²につき1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200 m²につき1ヶ所以上、200 m²以下は2ヶ所をせん孔により測定。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-3吹付工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$: -100 $\ell \geq 10\text{m}$: -200
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						吹付枠中心間隔 a	± 100
						延 長 L	-200
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	2	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工) (面管理の場合)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$: -100 $\ell \geq 10\text{m}$: -200
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						吹付枠中心間隔 a	± 100
						延 長 L	-200
						面積 A (法長に代えて計測)	
						※法長の計測を面積 A の計測に代えることができる	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 枠延延長 100m につき 1 ヶ所、枠延延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-4 法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所ごと 1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測密度は、法長、延長、面積を計測する場合には100点/㎡(平面投影面積当たり)以上とし、枠の幅、高さ、枠中心間距離を計測する場合は400点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 枠の幅は縦面間の距離を計測し、高さは上面と地面間の距離を計測する。 5. プレキャスト法枠工は、法長及び延長のみの計測とする。 6. 測定項目の計測は、3次元CADソフトにより実施する。 7. 施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。		第3編3-2-14-4 法枠工に準ずる。

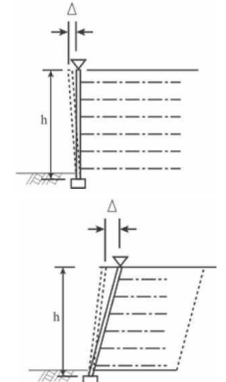
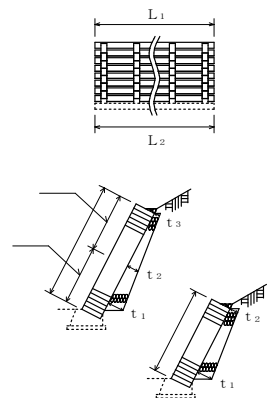
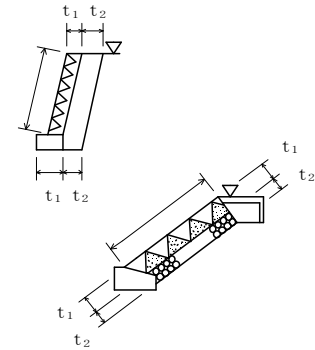
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	3	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長 L		-200
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	6	8	アンカー工 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)	削孔深さ ℓ		設計値以上
						配置誤差 d		100
						せん孔方向 θ		± 2.5 度
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	7		かご工 (じゃかご)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t		-50
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	7		かご工 (ふとんかご)	基 準 高 ∇		± 50
						高 さ h		-50
						延 長 L_1, L_2		-200
						幅 (厚さ) w		-50
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	3		既製杭工	基 準 高 ∇		± 50
						根 入 長		設計値以上
						偏 心 量 d		D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜		1/100 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと		第 3 編 3-2-14-4 法枠工に準ずる。
全数		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 22 編 22-1-5-10 鉄線籠工(じゃかご工)に準ずる
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 22 編 22-1-5-10 鉄線籠工(ふとんかご工)に準ずる
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工に準ずる。

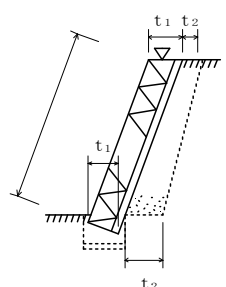
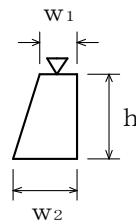
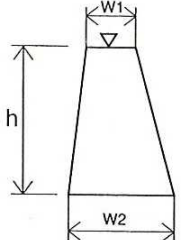
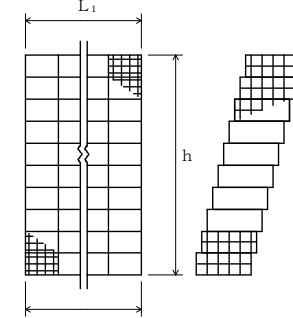
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	4		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	100 以内	
						傾 斜	1/100 以内	
						杭 径	設計径（公称径）-30 以上	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	5		場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t	－20	
						裏 込 厚 さ	－50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L	－200	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	6		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	
						延 長 L	－200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。</u> 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		第3編3-2-4-5 場所打杭工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u> 1 施工箇所ごと <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ケ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所ごと <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		第3編3-2-15-2 プレキャスト擁壁工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	7		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50
						高さ h	h < 3m	－50
							h ≥ 3m	－100
						鉛 直 度 Δ		±0.03h かつ ±300 以内
						控 え 長 さ		設計値以上
						延 長 L		－200
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	8		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		－50
						延 長 L ₁ , L ₂		－200
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	9		コンクリートブロック 擁壁工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 3m	－50
							ℓ ≥ 3m	－100
						厚さ(ブロック積張) t ₁		－50
						厚さ(裏込) t ₂		－50
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所ごと		第3編3-2-15-3補強土壁工に準ずる。
施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所ごと		第3編3-2-15-4井桁ブロック工に準ずる。
施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	10		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 3m	－50
							ℓ ≥ 3m	－100
						厚さ（石積・張） t ₁		－50
						厚さ（裏込） t ₂		－50
						延 長 L		－200
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	11 12 13		かご擁壁工 鋼製擁壁工 簡易鋼製土留擁壁工	基 準 高 ▽		±50
						幅 w		－30
						高 さ h		－50
						延 長 L		－200
						の り 勾 配		±0.5 分
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	14		木製土留・擁壁工	延 長 L		－100
						幅（厚さ） w1, w2		－50
						の り 勾 配		±0.5 分
						高 さ h		－100
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	15		土のう積工	高 さ h		－100
						延 長 L ₁ , L ₂		－200
						幅（厚さ） w		－50
						の り 勾 配		±0.5 分

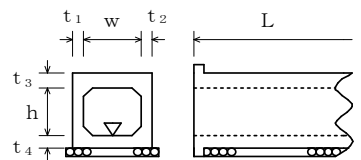
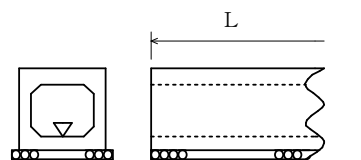
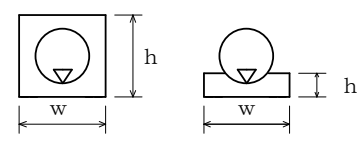
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 22 編 22-1-5-12 枠工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 22 編 22-1-5-5 木製構造物工に準ずる。
		第 21 編 21-3-5-9 土のう積土留工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100
						延長 L_1 L_2	－200
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50
						天 端 幅 w	－100
						法 長 ℓ	－100
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
全数		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50m につき 1 ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50m につき 1 ヶ所。 延長 50m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	6		場所打函渠	基 準 高 ▽		±30
						厚さ $t_1 \sim t_4$		－20
						幅（内法） w		－30
						高 さ h		±30
						延長 L	L < 20m	－50
							L ≥ 20m	－100
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	7		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基 準 高 ▽		±30
						※幅 w		－50
						※高 さ h		－30
						延 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 所で測定		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
1 施工箇所ごと		

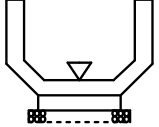
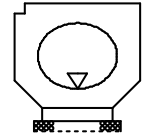
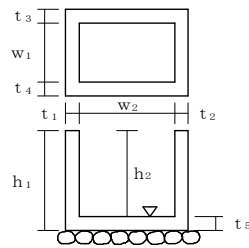
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100
						延長 L_1 L_2	-200
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
全数		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。

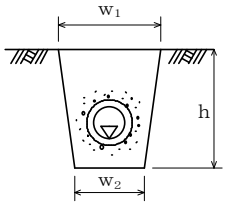
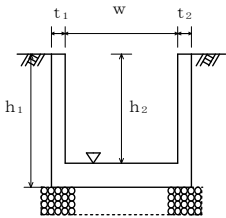
出来形管理基準（林道）

単位：mm

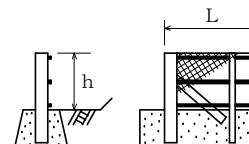
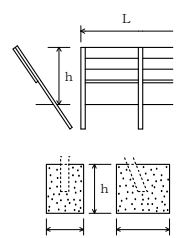
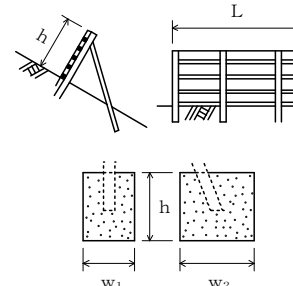
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	3		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	4		管渠工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	5		集水桝	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20
						※幅 w_1, w_2	－30
						※高さ h_1, h_2	－30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 箇所ごと ※は、現場打部分のある場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	6		地下排水工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	7		現場打（組立）水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅 w		－200
						延 長 L		－200
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工	高 さ h		±30
						延 長 L		－200
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高 さ h		±30
						延 長 L		－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	－30
							高 さ h	－30
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h		±30
						延 長 L		－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	－30
							高 さ h	－30
						アンカー長	打 込 み ℓ	－10%
							埋 込 み ℓ	－5%

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所ごと 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 基礎 1 基ごと 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと 基礎 1 基ごと 全数		

出来形管理基準（林道

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40mごとに1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80mごとに1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m² 未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3－2－6－8半たわみ性舗装工に準ずる。
幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。		

出来形管理基準（林道）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第 3 編 3－2－6－8 半たわみ性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準（林道）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
22 林道 編	3 舗 装	3 舗 装 工	6	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—
22 林道 編	3 舗 装	3 舗 装 工	6	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを 採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第 3 編 3－2 － 6－ 8 半た わみ性舗装工 に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1000 m ² ごと に 1 個の割でコア ーを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
22 林道 編	3 舗装 工	3 舗装 工	7	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—
22 林道 編	3 舗装 工	3 舗装 工	7	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—
22 林道 編	3 舗装 工	3 舗装 工	7	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安 定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—
22 林道 編	3 舗装 工	3 舗装 工	7	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m ごと に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m ごと に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第 3 編 3 - 2 - 6 - 9 排水性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m ごと に 1 ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコア採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコア採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第 3 編 3－2－6－9 排水性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² ごと に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	8	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	—
						厚さ	t < 15cm	-30	-10	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15	-15
						幅	-100		—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	8	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	-3	
						幅	-25	—	—	
						▽基準高	±30	—	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長 40m ごとに 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m ごとに 1 ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m ごとに 1 ヶ所測定・ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第 3 編 3 - 2 - 6 - 10 透水性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごとに 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m ごとに 1 ヶ所コアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 基準高は延長 40m ごとに 1 ヶ所の割とし、道路両端部で測定。 ※歩道舗装に適用する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
22 林道 編	3 舗 装 工	3 舗 装 工	9	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7
						幅	-50	-50	—	—
22 林道 編	3 舗 装 工	3 舗 装 工	9	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3	- 4
						幅	-25	-25	—	—
22 林道 編	3 舗 装 工	3 舗 装 工	9	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを 採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第 3 編 3 - 2 - 6 - 11 グースアスファルト舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1000 m ² ごと に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45		—15
						幅	—50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	— 9	—12	— 3
						幅	—25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m ごと に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m ごと に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満	第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。
3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m ごと に 1ヶ所を掘り起こして測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	—10		—3.5
						幅	—25		—
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロファイルメータ ーにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下
						目地段差	±2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200mごと に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から 1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200mごとに水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m ごとに両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。
	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準（林道）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道 編	2 一 般 施 工	3 舗 装	10	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45		—15
						幅	—50		—
22 林道 編	2 一 般 施 工	3 舗 装	10	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道 編	2 一 般 施 工	3 舗 装	10	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道 編	2 一 般 施 工	3 舗 装	10	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間 層	厚 さ	— 9	—12	— 3
						幅	—25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m ごと に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m ごと に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m ごと に 1ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5
						幅	－35		－
						平 坦 性	－		転圧コンクリートの硬 化後、3m プ ロ フ ィ ル メーターにより(σ) 2.4mm 以下。
						目地段差	± 2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m ごとに水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m ごとに 1 ヶ所の割で測定、平坦性は各車線ごとに版縁から 1 m の線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。

出来形管理基準（林道）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45		—15
						幅	—50		—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定 処理工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	— 5
						幅	—50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m <u>ごと</u> に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m <u>ごと</u> に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第 3 編 3－2－6－13 薄層カラー舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m <u>ごと</u> に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m <u>ごと</u> に 1 ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m <u>ごと</u> に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m <u>ごと</u> に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3
						幅	－25		－

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第 3 編 3－2－6－13 薄層カラー舗装工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装工	3 舗装工	12	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45		—15
						幅	—50		—
22 林道編	3 舗装工	3 舗装工	12	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道編	3 舗装工	3 舗装工	12	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定 処理工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50		—
22 林道編	3 舗装工	3 舗装工	12	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	— 5
						幅	—50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m ごと に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m ごと に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第 3 編 3－2－6－14 ブロック舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m ごと に 1 ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m ごと に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3
						幅	－25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m <u>ごと</u> に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値($\bar{X}_{10}$)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第 3 編 3－2－6－14 ブロック舗装工に準ずる。

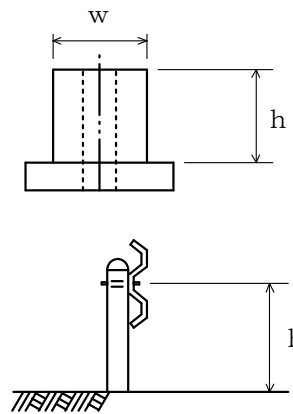
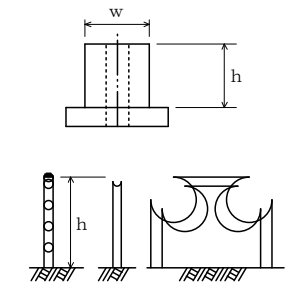
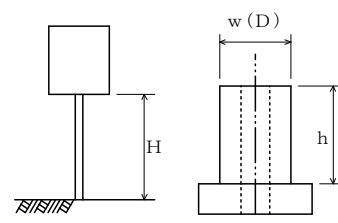
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
22 林道 編	3 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10
							t ≥ 15cm	－45	－15
						幅	－100		—
22 林道 編	3 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	－9		－3
						幅	－25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長 40m ごとに 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m ごとに 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m ごとに 1 箇所測定。 ※両端部 2 点で測定する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、片側延長 80m ごとに 1 箇所の割で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	4 路面排水工	3		側溝工 (L型街渠工) (L0型街渠工) (プレキャストU型側溝工) (管(函)渠型側溝工) 管渠工	基 準 高 ▽	±30
			4			延 長 L	−200
22 林道編	3 舗装	4 路面排水工	5		街渠柵・マンホール工 (街渠柵工) (マンホール工)	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	−20
						※幅 w_1, w_2	−30
						※高さ h_1, h_2	−30
22 林道編	3 舗装	4 路面排水工	6		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	−200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 箇所／施工延長 40m ※は現場打部分のある場合		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 箇所／1 施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林道編	3 舗装	5 防護柵工	3		路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	－30
							高 さ h	－30
						ビーム取付高 H		+30 －20
22 林道編	3 舗装	5 防護柵工	4		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	－30
							高 さ h	－30
						パイプ取付高 H		+30 －20
22 林道編	3 舗装	6 標識工	3		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上
						基礎	幅 w (D)	－30
							高さ h	－30
							根 入 れ 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所		第3編3-2 -3-8 路側 防護柵工に準 ずる。
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下の ものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につ き 1 ヶ所測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理 は、発注者が指定する規定による測点 の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 3次元計測技術を用いた出来形管理 は、発注者が指定する規定による測点 の管理方法を用いることができる。		第3編3-2 -3-7 防止 柵工に準ずる。
1ヶ所/1基 基礎 1基ごと 3次元計測技術を用いた出来形管理 は、発注者が指定する規定による測点 の管理方法を用いることができる。		第3編3-2 -3-6 小型 標識工に準ず る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道 編	3 舗 装	6 標 識 工	4	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
22 林道 編	3 舗 装	6 標 識 工	4	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
22 林道 編	3 舗 装	6 標 識 工	4	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100
						延長 L_1 L_2	－200
22 林道 編	3 舗 装	6 標 識 工	4	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50
						天 端 幅 w	－100
						法 長 ℓ	－100
22 林道 編	3 舗 装	6 標 識 工	4	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50

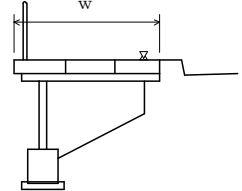
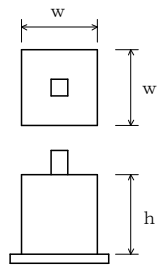
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所ごと		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		第 2 1 編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	6 標識工	5		大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
22 林道編	3 舗装	6 標識工	5		大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	3		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	4		縁石工	延 長 L	-200
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	7		道路付属物工	高 さ h	±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基礎一基ごと 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1箇所／1基 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
各線種ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9 区画線工に準ずる。
1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により行う場合は、延長の変化点で測定。		第3編3-2-3-5 縁石工に準ずる。
1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3-2-3-10 道路付属物工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	8		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20
						各 部 の 厚 さ	±20
						各 部 の 長 さ	±30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20
						厚 さ	
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20
						ア ン カ ー 長	±20
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	9		組立歩道工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	－30
						延 長 L	－200
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	9		組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 w	－30
						高 さ h	－30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所／1 踏掛版		
1 箇所／1 踏掛版		
1 箇所／1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所ごと
1 箇所／1 施工箇所		
		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	10		ケーブル配管工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	10		ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20
						※幅 w_1, w_2	－30
						※高さ h_1, h_2	－30
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	11		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	－30
						高 さ h	－30

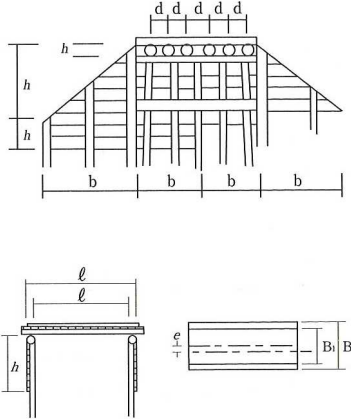
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間 <u>ごと</u> に1箇所 接続部間 <u>ごと</u> で全数		
1箇所 <u>ごと</u> ※印は、現場打ちのある場合		
1箇所／1施工箇所		

出来形管理基準（林道

編 章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
22 林 道 編	7 木 造 橋	3 木 造 橋		木造橋（上下部構造）	基準高▽		±100
					橋長、支間長		±50
					全 幅（B） 及び 全幅員（B 1）		±50
					けた中心間距離（d）		±30
					橋台土留め （橋軸直角 又は 斜角方向）	幅 （b）	-50
						高さ （h）	-30
					加工部材長さ		±50
					橋軸の編心量（e）		±10

單位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。 設計図に記入又は出来形図等を作成する。		
けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各部材		